

令和7年第2回白子町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年6月20日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 7 請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 8 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 9 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第10 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算）
- 日程第11 諒問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第12 議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第15 議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散について
- 日程第16 議案第5号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第17 議案第6号 防災行政無線屋外拡声子局更新工事請負契約の締結について
- 日程第18 議案第7号 白子町青少年センター改修工事請負契約の締結について

日程第19 議案第8号 令和7年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について
日程第20 報告第1号 令和6年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第21 報告第2号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について
日程第22 報告第3号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について
日程第23 一般質問
追加日程第1 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書
追加日程第2 発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第1から追加日程第2まで議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	大塚 貴充君	2番	前田 充浩君
3番	秋葉 広行君	4番	高山 隆一君
5番	長島 誠一君	6番	今井 滋則君
7番	大多和 正夫君	8番	梅澤 哲夫君
9番	宗島 理仁君	10番	酒井 良信君
11番	今関 勝巳君	12番	大多和 正之君
13番	大多和 秀一君	14番	市川 隆子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	緑川 輝男君	総務課長	齊藤 貴人君
企画財政課長	齊藤 雄君	税務課長	田邊 健治君
建設課長補佐	金坂 光芳君	産業課長	石井 宏樹君
商工観光課長	北田 和弘君	健康福祉課長	片岡 秀樹君
環境課長	金坂 潤一君	住民課長	増井 角栄君
ガス事業所長	緑川 栄治君	会計管理者	三橋 久美子君
教育課長	岩本 洋之君	生涯学習課長	渡邊 昭君

学校給食センター所長 緑川昌一君

事務局職員出席者

議会事務局長	高橋庸行	書	記	長谷川由紀
書記	三橋諒也	書	記	林昌弘
書記	森蓮	書	記	白川大貴
書記	高橋聖矢	書	記	平野寿明
書記	田辺悦子			

◎表彰式

○副議長（大多和正夫君） 開会に先立ち、ただいまから千葉県町村議会議長会表彰規程に基づく表彰の伝達を行います。

去る5月26日に開催されました千葉県町村議会議長会定例会において、地方自治に功労があつた町村議會議員として、梅澤哲夫君が自治功労者表彰を受賞されました。

これより表彰の伝達を行います。

梅澤哲夫君、演壇の前までお進みください。

（表彰状伝達 拍手）

ここで、受賞されました梅澤哲夫君から発言の申出があります。これを許します。

梅澤哲夫君。

○議長（梅澤哲夫君） 壇上から恐縮ではございますが、皆様に一言お礼を申し上げます。

このたび千葉県町村議会議長会より自治功労表彰の栄を賜りました。これもひとえに、議員各位はもとより、地域住民、有権者の皆様、町執行部のご支援、ご協力のたまものであると心から感謝申し上げます。

初当選以来、議員在職11年、いろいろございましたが、今回の受賞を契機に、さらに町の発展のため、誠心誠意努力していこうと心に誓うものであります。

今後とも、議員各位並びに執行部の皆様の一層のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（大多和正夫君） 梅澤哲夫君、誠におめでとうございました。心からお祝い申し上げます。

以上で表彰の伝達式を終了いたします。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） これより令和7年第2回白子町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（梅澤哲夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、2番前田充浩君、3番秋葉広行君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（梅澤哲夫君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、今関勝巳君。

○議会運営委員長（今関勝巳君） 皆さん、おはようございます。

梅澤議長には表彰受賞おめでとうございます。引き続き、ご指導のほどよろしくお願いします。

また、緑川新町長には就任後すぐに議会定例会ということで、ご苦労さまであります。

議会と町執行部は車の両輪に例えられますので、今後とも適切な距離を保ちながら、協力してよりよいまちづくりに貢献できればと考えます。

さて、議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、去る6月13日に開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

まず、今定例会に上程されます町長提出案件は承認案件3件、諮問案件1件、条例案件2件、協議案件3件、契約案件2件、補正予算1件、報告案件3件の計15案件であります。また、請願が2件あり、一般質問は8名の方から通告がありました。

以上のことを踏まえ協議した結果、本定例会の会期は本日6月20日の1日と決定いたしま

した。

議員各位におかれましては、この会期日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますよう、よろしくお願いを申し上げます。

◎会期の決定

○議長（梅澤哲夫君）　日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（梅澤哲夫君）　日程第4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。次に、監査委員から例月現金出納検査の結果報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会から令和7年度予算の概要について報告がありました。お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

◎行政報告

○議長（梅澤哲夫君）　日程第5、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君）　皆さん、おはようございます。

梅雨に入りましたが、ここ数日は真夏のような暑さが続いております。

議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

提案理由の説明に入ります前に、今後の町政運営に当たりまして、所信の一端を申し上げさせていただきます。

私は、5月25日に執行されました白子町長選挙におきまして、町民の皆様の温かいご支援を賜り、新たに町政を担わせていただくことになりました。

多大なるご支援に心より感謝を申し上げますとともに、改めて責任の重大さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

さて、白子町は、この4年間で、日常生活に欠かせないスーパーがなくなり、各種イベントも廃止、縮小され、来訪者も減少いたしました。町から活気がなくなり、衰退したと感じるという町民の声を多く耳にしました。

まずはこの空気を払拭し、町に明るさと活気、にぎわいを取り戻すことが大切だと考えております。町を活性化し、発展させる推進役は役場職員ですが、役場の雰囲気が暗い、風通しが悪い、職員間にあつれきがあるなど、町民から悪い話ばかり伝わってきました。

そこで、まずは役場職員の意識改革を行い、町民奉仕の精神を高め、職員が一丸となってまちづくりに取り組める職場環境と体制づくりを進めます。

次に、多くの町民の要望であるスーパーの誘致に取り組みます。令和4年7月に町からスーパーが撤退し、多くの町民が買物難民となりました。早急に誘致対策チームを立ち上げ、町民の意向を調査し、出店条件等を検討し、早期に誘致実現に向けた道筋を立てます。

次に、魅力あふれるまちづくりに取り組みます。人口減少・少子対策として、若者が子育て世代を対象とした住宅政策、空き家の利活用の推進、白子町の特性を生かしたイベントの開催で、交流人口の増加を図り、移住・定住を促進するとともに、町民が明るく元気で暮らし続けたい町を目指します。

次に、災害に強いまちづくりに取り組みます。関係機関に強力に働きかけ、津波避難道路である白子バイパスの推進を図るとともに、同時に生活道路の整備も進めます。また、完成が遅れている南白亀地区と白潟地区の排水機場の早期供用開始を目指すなど、安心・安全に暮らせるための防災対策を進めます。

その他、高齢者が元気で自立した生活を送れるための高齢者福祉対策や、町の基幹産業である農業、観光、商工業への切れ目ない活性化支援を行う活力ある経済対策、小中学校の学習において、ふるさと白子の魅力を再発見することで、白子愛が生まれる教育の充実などを

実行してまいります。

以上、所信の一端を申し上げましたが、常に町民の声を聞き、暮らし続けたいまちづくりの実現に向けて前進させてまいります。

議員の皆様におかれましては、町政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） これで町長の行政報告を終わります。

◎請願第2号及び請願第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第6、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書及び日程第7、請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を一括議題といたします。

紹介議員より趣旨説明を求めます。

請願第2号及び請願第3号について、12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、請願第2号についてご説明申し上げます。

請願第2号、令和7年5月30日受理。

請願名、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂。

紹介議員、大多和正之。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、義務教育は憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。我が国の持続的な成長、発展を支えるのは、未来を託された子供たちであり、その人材育成のために、第一歩である義務教育の充実強化は、白子町にとっても最重要課題であると認識しています。

よって、本件の「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介議員の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを添付しておりますので、長文ではありますご高覧いただき、この請願の趣旨にご賛同の上、採択賜りますようよろしくお願ひ

いたします。

続いて、請願第3号についてご説明申し上げます。

請願第3号、令和7年5月30日受理。

請願名、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

請願者、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、吉田瑞穂。

紹介議員、大多和正之。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、教育は我が国及び白子町の将来や未来を担う子供たちを心身ともに健全に育てるという大切な使命を持っており、本格的な少子化を迎えている現状において、教育の重要性は一段と増しております。

小学校統合、学校給食の無償化を進める白子町でも、子供たちの安心・安全はもちろんのこと、教職員の働き方改革、保護者の教育費負担の軽減、施設整備の充実などは喫緊の課題であると認識しています。

よって、子供たちの教育環境を充実させるためにも十分な予算を確保してほしいとの思いから、本件の「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願に賛意を示し、紹介議員の任を務めることといたしました。

議員各位のお手許に、資料として請願書全文の写しを用意しておりますので、長文ではありますがご高覧いただき、この請願の趣旨に賛同の上、採択賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立を願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書については、会議規則第91条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について質疑を行います。

(なしと呼ぶ声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

討論に入ります。

(なしと呼ぶ声あり)

討論はないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第3号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について、原案に賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

◎承認第1号～承認第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君）　日程第8、承認第1号　白子町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めるについてないし日程第10、承認第3号　令和7年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算の専決処分の承認を求めるについてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君）　それでは、今議会に提案いたしました各議案について説明いたします。承認第1号　専決処分事項の承認を求めるについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月20日提出、白子町長、緑川輝男。

次に、承認第2号　専決処分事項の承認を求めるについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月20日提出、白子町長、緑川輝男。

承認第1号及び承認第2号については、税務課長から内容説明いたします。

次に、承認第3号　専決処分事項の承認を求めるについて（令和7年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算）、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年6月20日提出、白子町長、緑川輝男。

これは企画財政課長から内容説明いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君）　続いて、内容説明を求めます。

承認第1号及び承認第2号の内容説明について、税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 承認第1号 専決処分事項の承認を求めるについて（白子町税条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

提出議案説明資料により説明させていただきますので、資料1ページをお願いいたします。

専決処分の理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律、その他関係する政令及び省令が令和7年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、これら改正法と整合性を保つため、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

今回の主な改正の内容ですが、個人町民税において、大学生年代の子等に対して、特定親族特別控除が創設されたことに伴いまして、第34条の2、第36条の2第1項、第36条の3の2第1項及び第36条の3の3第1項の文中改正を行い、特定親族特別控除に係る所要の整備を行うものです。

次に、軽自動車税種別割に係る二輪車の車両区分の見直しが行われたことから、第2条第1号中に、総排気量125cc以下で最高出力4.0キロワット以下に制御した原動機付自転車の区分及び税額2,000円を加えるとともに、第89条第2項で、これに伴う減免申請書の記載事項に係る規定の整備を行い、また、第90条において、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許証の提示義務に係る規定等の整備を行うものです。

また、加熱式たばこの課税方式の見直しに伴い、附則第16条の2の2を追加し、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準額について、葉たばこを原料としたものを紙材料で巻いた加熱式たばこと、以外の加熱式たばこと区分を分け、それぞれ0.35グラム、0.2グラムに紙巻きたばこ1本に換算する等の規定の整備を行うものです。

その他、公示送達、固定資産税の減額特例適用等について、法律等の改正に合わせ、所要の手続を行うものでございます。

なお、施行日は、令和7年4月1日からとするほか、附則第1条各号で定める日といたします。

なお、資料といたしまして、新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、専決処分した白子町税条例等の一部を改正する条例の内容説明を終わります。

続きまして、承認第2号 専決処分事項の承認を求めるについて（白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）についてご説明申し上げます。

同じく提出議案説明資料により説明させていただきますので、資料2ページ及び3ページ

をお願いいたします。

専決処分の理由ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、地方自治法179条第1項の規定により専決処分をしたものでございます。

今回の主な改正の内容ですが、まず第2条では、国民健康保険税の課税限度額の改正を行います。これは記載の表のとおりですが、国の基準に合わせ、基礎分の課税限度額を65万円から66万円に、また、後期支援分の課税限度額を現行の24万円から26万円とし、合計で106万円から3万円引き上げ、109万円とするものです。

次に、23条では、低所得者に対する国民健康保険税の軽減対象世帯の拡大を行います。5割軽減について、基準額43万円に追加される被保険者数1人当たりの加算額を29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については、同様に被保険者当たりの加算額を54万5,000円から56万円にそれぞれ増額するものでございます。

なお、7割軽減につきましては変更はございません。

なお、施行日は令和7年4月1日です。

また、資料として新旧対照表のほうを添付してございますので、ご参照ください。

なお、本改正につきまして、本年2月20日に開催された国民健康保険運営協議会において協議済みであることを申し添えます。

以上で、専決処分いたしました白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容説明を終わりいたします。

承認第1号及び承認第2号についてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 次に、承認第3号の内容説明について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、承認第3号 専決処分事項の承認を求めるについて（令和7年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算）の内容説明をいたします。

本年4月24日に、駐日モンゴル国特命全権大使をはじめとするモンゴル国代表団一行を本町に迎えるに当たり、国際交流推進事業を緊急に執行する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算を令和7年4月17日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求るものでございます。

補正予算書の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

今回の専決処分による補正につきましては、歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ63億2,415万5,000円とするものでございます。

歳出より説明いたしますので、7ページをお開きください。

2款総務費、1項6目企画費15万5,000円を新設するものです。主なものは、国際交流事業に係る記念品代等の報償費や需用費などの費用でございます。

次に、これに賄う財源の歳入につきましてご説明いたしますので、6ページのほうにお戻りください。

財源の歳入につきましては、20款1項1目の繰越金15万5,000円を追加し、歳出を賄う財源とするものでございます。

以上、承認第3号の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明は終了いたしました。

これより、承認第1号 白子町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めるについて質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたしました。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めるについて質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、今回また限度額の引上げということになりますが、いつも聞いていることなんですが、それぞれの対象者が何件で、影響額がどのくらいかをまず伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 市川議員のご質問に対してお答えいたします。

今回の引上げに伴う影響額ですが、令和6年度の課税の状況で試算したところでございますが、24世帯の方が該当となりまして、影響額は56万8,000円の増が見込まれておるところでございます。

また、軽減世帯の拡大に伴う影響額等についてですが、新たに13世帯の方が2割軽減の対象となるとともに、7世帯の方が2割から5割の軽減に移行することになり、軽減額、いわゆる減収額のほうですが、合わせまして41万2,000円となる見込みとなっております。

なお、この軽減額につきましては、基盤安定繰入金で公費補填されることとなります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 今回は、増となった高額所得者の方の影響額が大きいということですね。

高額所得者の方は、年収がどのくらい、あるいは所得どのくらいの方が対象となっているのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 限度額、該当世帯の所得ということなんですが、まず、24世帯の方、確認を取ったんですが、それぞれ幅が見られておりますが、一概にちょっと人数等によりまして幾らということは言えないんですが、大体4人世帯で世帯の加入の総所得金額からそれぞれ43万円を控除した額の合計額が800万以上になると、限度額の該当とちらほらなっております。大きな方は、それこそ何千万ということなんですが、単純平均所得額のほうが1,160万円程度となっておる状況であります。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 分かりました。

ちょっとこれは分かればいいんですが、いわゆる上限額が決められていますよね、限度額が。それを超過する世帯というのは分かりますか。

○議長（梅澤哲夫君） 税務課長、田邊健治君。

○税務課長（田邊健治君） 先ほど申し上げたとおり、24世帯の方が限度額超過ということとなります。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、承認第2号 専決処分事項の承認を求めるについて、反対の立場から討論します。

この専決処分事項は法定軽減の基準額の拡大と課税限度額の引上げです。基礎分は65万円から66万円に、後期支援分は、昨年に引き続き24万円から26万円に引き上げられ、課税限度額は109万円となり、4年連続の引上げとなります。

国保は年金生活者等も多く加入しており、平均所得も低くなっています。この加入者により制度が支えられているという構造上の問題もあります。

そのため、ほかの協会けんぽなどと比較しても負担が重くなっています。必要な医療が誰でも受けられる国保は国民皆保険制度を支える最後のとりでとなります。国保を住民の命を守るとして持続可能な制度にするためには、国庫負担の増額が必要ですし、国にも要望を続けなければなりません。

このことを指摘し、反対討論といたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかにありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

承認第2号 白子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分事項の承認を求めるについて、原案に賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第3号 令和7年度白子町一般会計第1回歳入歳出補正予算の専決処分事項の承認を求めるについて、質疑を行います。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 確認の意味でお聞きをしますけれども、先般の議運のほうでもお聞きをしたんですけども、モンゴル国との話だと思うんですけども、これについて、まず、本町から仕掛けたものかということをお聞きします。

それから、この事業を取り組む場合に、この話合いの中でどんな交流事業が見込まれるかということもお伺いします。

また、モンゴルのほかの国との交流事業も進めていく考えがあるのか伺います。

それと、少しけ離れてしまうかもしれません、質問の中に加えていただければありがたいんですけども、現在、白子町の中に、在留カードの方を含めた外国人籍の人数が分かれば、住民課のほうにお尋ねします。

○議長（梅澤哲夫君） 住民課長、増井角栄君。

○住民課長（増井角栄君） 大多和議員の質問にお答えいたします。

今、資料を持っていなくて答えられないで、後ほど答えさせていただきます。すみません。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの大多和議員の質問にお答えいたします。

まず、町から仕掛けたものかということに対するお答えですけれども、令和6年7月に、70周年記念事業の一環として海外交流ができないかということから始まっております。町のほうからモンゴル大使館のほうに接触をしております。

あと、ほかの国との交流を現時点で考えているかということですが、ほかの国とはまだ交流のほうを、どういうふうにするかということは検討しておりません。

さらにもう一つ、今後どのような交流を進めていくかというようなご質問だったと思いますけれども、姉妹都市を結ぶのかというところに入ってくるのかと思いますけれども、まずは文化交流から進めていく予定であります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、これについては事業化をしていくというような考え方でよろしいんですよね。今回、繰越金で対応しましたけれども、これからしっかりと予算編成の中で取り組んでいくことによろしいですか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えします。

今後の交流方法につきましては、どのように進めていくかも含めまして検討しているところであります、今後、予算化して国際交流事業のほうを進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） それでは、この所管については企財のほうでよろしいということですか。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） 所管は企画財政課になると思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

承認第3号は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎諮問第1号～議案第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてないし日程第13、議案第2号 白子町議会議員及び白子町町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて。

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和7年6月20日提出。

白子町長、緑川輝男。

氏名、鶴岡正代。生年月日、昭和32年5月29日。住所、白子町浜宿1603番地。前任者の任期満了に伴い、新たに推薦をお願いするものです。経歴は履歴書をご参照ください。

次に、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

続いて、議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議案第1号及び議案第2号の詳細は総務課長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第1号及び第2号について、総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） それでは、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

お手許の提出議案説明資料の4ページをご参照ください。

今回の改正は、国會議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に準じ、投票管理者等の選挙の執行に従事する者の報酬額を引き上げる改正を行うものです。

施行期日は公布の日となります。

続いて、議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

同じく、提出議案説明資料の4ページをご参照ください。

今回の改正は、公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用ビラの作成単価限度額の引上げ、選挙運動用ポスターの作成単価限度額の引上げを行うものです。

施行期日は公布の日となります。

以上で、議案第1号及び議案第2号の内容説明を終わります。

なお、お手許に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

この採決は起立により行います。

諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに賛成の諸君は起立を願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、諮問第1号は原案による者を適任者として認めることに決定いたしました。

これより、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 白子町議会議員及び白子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号～議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第14、議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議についてないし日程第16、議案第5号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について。

次に、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散について。

続いて、議案第5号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について。

議案第3号ないし議案第5号の詳細は、企画財政課長より内容説明をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について内容説明を申し上げます。

恐れ入りますが、提出議案説明資料4ページをご参照ください。

本議案は、令和8年4月1日から、九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合し、千葉県企業局が経営することとなるため、解散に伴う事務承継等に関する規定を追加する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、九十九里地域水道企業団を解散した場合においては、千葉県企業局がその事務を承継し、決算については、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見をつけて、千葉県の議会の認定に付するものとする規定を追加するというものでございます。

この規約は、千葉県知事の許可の日から施行いたします。

お手許に新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

続きまして、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散について。

同じく、提出議案説明資料により内容説明いたしますので、5ページをご参照ください。

本議案は、令和8年3月31日をもって九十九里地域水道企業団を解散するため、地方自治法第288条の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、令和8年4月1日から九十九里地域の水道用水供給事業体及び南房総地域の水道用水供給事業体を事業統合し、千葉県企業局が経営するため、令和8年3月31日をもって、九十九里地域水道企業団を解散するというものでございます。

続きまして、議案第5号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について。

提出議案説明資料により内容を説明いたしますので、同じく5ページをお願いいたします。

本議案は、九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分を定めるため、地方自治法第289条の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、解散に伴い、九十九里地域水道企業団が保有する財産の全てを千葉県企業局に承継するというものでございます。

以上、議案第3号から議案第5号についての説明をさせていただきました。ご審議の上、

ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、議案第3号 九十九里地域水道企業団規約の変更に関する協議について質疑を行います。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 九十九里地域水道企業団の解散について質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まだこの点については内容がはっきりしていないとは思うんですが、来年の4月から用水の供給元である九十九里水道企業団を解散して、県の企業局に一本化されるということなんですが、統合することによって、用水の価格は今後どうなっていく見通しなのか、また、統合のために国・県の補助金が出るということなんですが、町負担はどういうふうになっていくのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの市川議員のご質問にお答えします。

まず、用水の金額に関しましては、統合に伴う財政措置といたしまして、国の交付金の活用や水道用水供給事業の経営安定化のため、県の一般会計の繰出金や各市町村の負担金といった統合に伴う財政措置を講ずることによりまして、用水料金の上昇幅を抑制していく方針となっております。

町といたしましても、水道料金上昇幅抑制について、引き続き関係者のほうと協議しながら調整してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 九十九里地域水道企業団の解散に伴う財産処分について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第8号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 日程第17、議案第6号 防災行政無線屋外拡声子局更新工事請負契約の締結についてないし日程第19、議案第8号 令和7年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き、提案いたしました議案について説明をいたします。

議案第6号 防災行政無線屋外拡声子局更新工事請負契約の締結について。

次に、議案第7号 白子町青少年センター改修工事請負契約の締結について。

議案第6号及び議案第7号の詳細は、総務課長より内容説明いたします。

続いて、議案第8号 令和7年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について。

これは企画財政課長より内容説明いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

議案第6号及び議案第7号について、総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） それでは、議案第6号 防災行政無線屋外拡声子局更新工事請負契約の締結について内容説明いたします。

お手許の提出議案説明資料の5ページをご参照ください。

本件は、防災行政無線屋外拡声子局更新工事請負契約の締結をするに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

契約の方法は、随意契約でございます。

契約金額は、消費税込みの金額で4億4,990万円。

工事の規模は、防災行政無線屋外拡声子局55局の機器更新及び撤去工事一式でございます。

契約の相手方は、住所、東京都中央区晴海1丁目8番11号、名称、OKIクロステック株式会社、代表者職氏名、代表取締役 富澤博志となります。

続いて、議案第7号 白子町青少年センター改修工事請負契約の締結について内容説明いたします。

お手許の提出議案説明資料の6ページをご参照ください。

本件は、白子町青少年センター改修工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものです。

契約の方法は、制限付一般競争入札、契約金額は、消費税込み金額で2億7,493万4,000円。

工事の規模は、内部改修及び外部改修、屋上防水等一式でございます。

契約の相手方は、住所、千葉県長生郡市白子町牛込3909番地の6、名称、丸信工業株式会社、代表者職氏名、代表取締役 今井静夫となります。

以上で議案第6号及び議案第7号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 議案第8号について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） 議案第8号 令和7年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について内容説明をいたします。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ8,745万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ64億1,160万5,000円とするものです。

初めに、歳出より主なものにつきましてご説明いたします。

7ページをお開きください。

2款総務費、1項6目企画費は、公共交通計画の目標達成に向けた施策を実施するに当たり、交通空白地域などの問題解消に向けた調査が必要なため、地域公共交通確保維持改善事業委託料495万円を追加するものです。

8ページをお願いいたします。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、令和6年度定額減税補足給付金を給付するもので、委託料などの事務経費を含めまして8,150万円を追加するものでございます。

9ページをお願いします。

7款土木費、2項3目橋梁新設改良費は、発注予定の橋梁修繕工事に係る建設資材単価の高騰に対応するため、橋梁修繕工事費100万円を追加するものでございます。

以上が歳出の主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、6ページにお戻りください。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金8,150万円を追加するものです。

次に、20款繰越金、1項1目の繰越金は、100万円を追加し、歳出を賄う財源とするものです。

21款諸収入、4項4目雑入は、地域公共交通確保維持改善事業補助金495万円を追加するものです。

以上が歳入の主なものでございます。

なお、10ページ以降に給与費明細書を添付してございますので、ご参照ください。

以上で、議案第8号の内容説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより議案第6号 防災行政無線屋外拡声子局更新工事請負契約の締結について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 白子町青少年センター改修工事請負契約の締結について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和7年度白子町一般会計第2回歳入歳出補正予算について質疑を行います。

9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 地域公共交通確保維持改善事業委託料について、先ほど説明があつたとおり、交通空白の地域を解消するための調査をするということだったんですけれども、もう少し具体的に、事業の詳細であつたり、白子町がどんな問題を抱えていて、その問題をどのように町は認識されているのかを聞ければなと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町では、公共交通や福祉交通のみによる移動手段では町内全域を十分にカバーできていないということから、特に高齢者や学生などの交通弱者の生活に支障を来しております。

このような背景を踏まえまして、今回の業務では、令和8年度以降を見据えた新たな交通の施策、自家用有償運送や地域公共交通ネットワークの再編などの導入に向けた調査を実施する予定で、次年度以降の事業計画を策定することを目的としております。

内容につきましては、交通空白地や交通不便地域の課題を的確に把握いたしまして、地域の特性に即した新たな交通の施策の実現に向けた基礎調査・検討を行うことで、持続可能な交通施策の立案及び事業計画の策定を考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 答弁にもありましたとおり、高齢者や学生などの交通の弱者の生活の基盤を支えることと、交通空白地域とかの課題を的確に把握していくということなんですねけれども、その中で一つ要望も兼ねて、これから調査やアンケートを実施していくと思うんですけども、その調査の中で、子供の習い事の送迎対応についても、ニーズや現状調査をしてほしいかと思います。子育て世帯の保護者にとって、子供の習い事の送迎対応は、働き方や日常生活に大きな影響を与えます。

横浜市のアンケートの調査結果になるんですけども、共働き率は約7割で、その一方で小学生の実に7割が、平日の過ごし方の状況として、習い事をやるということを回答しています。このことから、習い事の送り迎えのために保護者が時短勤務をせざるを得ない状況や、働き方や就労時間を制限されることに起因するキャリア形成の問題、送迎手段が確保できないことによって習い事に通わせることを諦める子供など、子供の送迎が家族全員の生活を左右する可能性があるとしています。

我が町においても、習い事をするためには町外へ送迎しなければならない環境であり、そ

れこそ地理的条件で習い事に通わせることを諦める子供だったり、働き方や就労時間を制限されている保護者が、私の周りの中でもそういう声を聞いています。

このようなことに関して、交通空白地域がそれに当たるかも含めて対応してほしいと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの質問にお答えいたします。

子供の習い事の送迎等も含めまして、今回実施する調査の中で、そういった住民の方々のニーズも調査項目に含めまして、実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありませんか。

13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 町長にお尋ねします。

今の宗島議員と同じような関連で、町長は公約の中に、らくらくタクシーの増車等々が述べられておりましたけれども、この地域公共交通、白子町の中の在り方についてお考えをお聞きします。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 私が選挙時に、公約というかマニフェストに入れた内容は、高齢者と申しましょうか、免許を返納した方あるいはもう運転ができない方、そういう方々が白子町も多いということで、その対策として、らくらくタクシー等を行っているところだと認識しております。

私が聞いている範囲では、らくらくタクシーがなかなか予約が取れない。その状況はいまいち私もよく確認はしていませんが、利用者からすると予約が取れないという状況がありましたので、それでしたら混み合っているのかなと、そうすると、足のない交通不便な方々、また、白子町はタクシーあるいはバスしかないですから、らくらくタクシーの利用料が高い面があるからということで、政策には、増車をして利用者の便を図るということで、施策の中に入れさせてもらっております。

また、今後、今1台走っていますが、その利用の実態、そういうのをもう一度確認しながら、不足するようであれば、そういうこともちょっと考えなければいけないなということで、やりたいなと思っております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） せひとも、今回これ事業委託をする業者に町長のお考えをしっかりと含めていただいて、本町に合った事業の展開をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号～報告第3号の一括上程、説明

○議長（梅澤哲夫君） 日程第20、報告第1号 令和6年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてないし日程第22、報告第3号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について報告を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 引き続き、提案いたしました議案について説明いたします。

報告第1号 令和6年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書について、これは企画財政課長から内容説明いたします。

次に、報告第2号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について及び報告第3号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書について、報告第2号及び報告第3号はガス事業所長から内容説明いたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 続いて、内容説明を求めます。

報告第1号について、企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） それでは、報告第1号 令和6年度白子町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

21ページの資料をお願いいたします。

本件につきましては、令和7年3月の第1回議会定例会におきまして、年度内の事業完了が困難として、繰越明許の承認をいただきました事業について調整を行い、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、繰越計算書に従いまして説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、一般管理事業43万円は、顧問弁護士の委託料として、9月補正で予算計上し、翌年度に繰り越したものでございます。令和8年3月末の完了を予定しています。

同じく総務管理費、町民生活支援商品券配布事業5,835万円は、原油価格や物価の高騰による生活や経営への影響を受けている町民及び事業者の支援として、3月補正予算に計上し、翌年度に繰り越したものでございます。令和7年12月末の完了を予定しております。

同じく総務管理費、町制施行70周年記念事業50万円は、町制施行70周年記念事業に対応すべく当初予算で計上し、一部翌年度に繰り越したものでございます。令和7年6月末の完了を予定しています。

3款民生費、1項社会福祉費、低所得者世帯支援給付金支給事業5,520万円は、総合経済対策における物価高騰への支援として3月補正予算で計上し、翌年度へ繰越ししたものでございます。令和7年9月末の完了を予定しています。

同じく民生費、2項児童福祉費、子ども第三の居場所事業5,400万円は、子ども第三の居場所事業費補助金に対応すべく当初予算で計上し、翌年度に繰越ししたものでございます。令和8年3月末の完了を予定しております。

4款衛生費、1項保健衛生費、出産子育て応援事業83万9,000円は、新たに新設された法定事業に対応すべく3月補正予算で計上し、翌年度に繰越しました。令和7年7月末の完了を予定しております。

5款農林水産費、1項農業費、県営農村地域防災減災事業3,000万円は、令和6年度国庫補正分に対応すべく3月補正予算に計上し、翌年度に繰越しました。令和8年3月末の完了を予定しています。

7事業を合わせた翌年度繰越額の総額は1億9,931万9,000円となり、その財源内訳は表に

記載したとおりとなります。

以上で繰越明許費繰越計算書の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 報告第2号及び報告第3号について、ガス事業所長、緑川栄治君。

○ガス事業所長（緑川栄治君） 報告第2号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算繰越計算書について内容説明いたします。

22ページをお開き願います。

この報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、23ページの繰越計算書に従いましてご説明いたします。

1款1項建設改良費、事業名、ガス経年管整備事業、令和6年度の予算計上額7,739万8,000円、うち支払い額2,803万3,975円を年度内に支出し、不用額30万8,025円を差し引いた4,905万6,000円を地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越ししたことを報告するものです。

繰越しの理由といたしましては、工事内容等の検討に日時を要し、適正な工期を確保することが困難となったことによるものです。

続きまして、報告第3号 令和6年度白子町ガス事業特別会計予算事故繰越計算書についてご説明いたします。

この報告は、地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定に基づく繰越しにつき、同条第3項の規定により報告するものです。

それでは、25ページの繰越計算書に従いましてご説明いたします。

1款1項建設改良費、事業名、ガス経年管整備事業、令和6年度予算計上額6,017万円、うち支払い額2,078万3,467円を年度内に支出し、不用額48万4,533円を除いた3,890万2,000円を地方公営企業法第26条第3項の規定により繰越ししたことを報告するものです。

繰越しの理由といたしましては、工法等の見直しに伴う調整等に日時を要し、事業の年内完成が困難となったことによるものです。

以上で報告第2号及び報告第3号についての内容説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時43分

再開 午後 1時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の件

○議長（梅澤哲夫君） お諮りいたします。

お手許に配布した議題を日程に追加し、追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2、発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書を議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1として発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、追加日程第2として発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書を議題とすることに決定いたします。

◎発議案第2号及び発議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（梅澤哲夫君） 追加日程第1、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書及び追加日程第2、発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書を一括議題といたします。

提出者より趣旨説明を求めます。

発議案第2号及び発議案第3号について、1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） それでは、発議案第2号についてご説明申し上げます。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年6月20日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第6において議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第2号に伴う発議案であります。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指したものであります。様々な条件に影響されることなく、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の最も重要な責務を果たすため、必要不可欠な制度であります。学校給食費の無償化を実施し、小学校統合に関する準備を進めている白子町における教育行政も義務教育費国庫負担制度を前提に進められています。

よって、国においては最優先の行政課題として義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めるため、石破茂内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し本意見書を提出するものであります。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

続いて、発議案第3号についてご説明申し上げます。

発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

令和7年6月20日。

提出者、白子町議会議員、大塚貴充。

賛成者、白子町議会議員、大多和正之、市川隆子、宗島理仁、大多和正夫、高山隆一、秋葉広行、前田充浩。

白子町議会議長、梅澤哲夫様。

趣旨といたしまして、本件につきましては、本日の会議冒頭、日程第7において議員各位のご賛同をいただき、採択賜りました請願第3号に伴う発議案であります。

子供たちの教育環境の整備をするためには、教育関連予算の十分な確保が必要不可欠です。そこで、安全・安心で個別最適な学びを実現する公立学校施設整備費の充実、G I G Aスク

ール構想を推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えることなど7項目について、石破茂内閣総理大臣をはじめ関係大臣に対し本意見書を提出するものであります。

資料として、お手許に意見書案を添付させていただきましたので、ご参照願います。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で趣旨説明が終了いたしました。

これより発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について質疑を行います。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議案第3号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、発議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、日程第23、一般質問を行います。

順次質問を許します。

◇ 宗島理仁君

○議長（梅澤哲夫君） 通告順により、9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 一般質問の前に、改めて緑川町長の就任おめでとうございます。

町政運営におかれましては、町民の期待に応え、また白子町の地域の発展のために共に力を合わせ課題解決に取り組んでいければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告順に従いまして、一般質問を行います。

1点目といたしまして、宿泊税について質問を行っていきます。

宿泊税について、観光振興のための財源確保が主な理由として千葉県が宿泊税導入の方針を示しています。具体的に県では、半島という地勢上の特殊性もある中で、10年、20年先の将来を見据え宿泊税を県税として導入して新たな観光振興施策を実施し、県内の各観光地の魅力を向上させて国内外の旅行者に選ばれるような目的地とすることにより、地域の雇用と消費を生み出すことを目指すとしています。

また近年、観光客の増加に伴いごみ処理などのコストが増加していること、観光業をより持続可能にするための財源を確保する必要があるという考え方がある中で、県内各地域の様々な事情にも配慮した制度設計とすることから、税の徴収を担う宿泊事業者に配慮し、簡素で分かりやすい制度設計として、県内全ての宿泊施設で1人1泊につき150円を徴収することが適当であると県は示しました。

今後、使途やその使途の明確化の方法、税制度設計については、観光宿泊事業者や市町村等の意見を聞きながら詳細を検討していく必要があるとしていますが、白子町では既に法定外目的税として入湯税が導入されています。このような中で、千葉県が150円の宿泊税を徴

収する場合、市町村として50円を超える宿泊税を徴収することは、県外の宿泊施設と比べて宿泊代金が高額となり観光施策推進の妨げとなりかねません。宿泊者への負担増や特別徴収義務者となる宿泊事業者への負担が増えると考えられますが、町としての立場や意見はどのようなものなのか伺います。

また、白子町温泉ホテル組合等との連携は取れているのか伺います。

2点目といたしまして、世界デフサーフィン選手権大会について伺います。

11月7日、8日、9日に白子町の古所海岸で世界デフサーフィン選手権大会が開催されます。この開催に当たって、主催をする日本デフサーフィン連盟と町で何度か協議をされていくことですが、この大会を通じてデフサーフィンの競技の魅力をしっかりと伝えることのみならず、白子町が持つ自然豊かな環境、年間を通して穏やかな気候と多様な魅力を発信できるチャンスだと思います。大会期間中は町に世界各国から選手や観客が訪れるかと思いますので、きちんと運営方針や状況を説明して、地元からの理解やサポートを得ることがまさに世界デフサーフィン選手権大会の成功の鍵になるかと思います。そのためにも、この世界デフサーフィン選手権大会の認知度を向上させる取組がまず必要ではないでしょうか。

3月19日に白子町の特別養護老人ホームはまひるがおさんで世界デフサーフィン選手権の認知のための交流会に私も参加して思ったことは、まだまだ知らないことがたくさんあり、聴覚障害者への理解をもっと深めるべきだということでした。デフサーフィンについて、手話を交えながらの解説や聴覚障害者へ危険を知らせる津波フラッグの説明は私たち町民がもっと知るべき事項ではないでしょうか。

町として、大会運営等どのような協力や支援を予定しているのか。また、町民を巻き込んでの大会を盛り上げる方法やデフサーフィンの認知度向上に努めるべきかと思いますが、具体的な施策があるのか伺います。

以上、2点について質問いたします。明確な答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 宗島理仁議員の質問にお答えします。

まず、初めに宿泊税についてでございますが、千葉県が導入を進めております宿泊税について、白子町の宿泊事業者への影響と町の対応についてご説明申し上げます。

千葉県は、観光振興のための安定財源確保を目的として、宿泊者1人1泊当たり150円を徴収する宿泊税の導入を決定いたしましたが、導入時期についてはまだ決定されていないよ

うでございます。一昨年から昨年にかけて3回の宿泊事業所や市町村を対象とした説明会を数回行い、その後今年の1月に意見交換会を実施、その時点での説明によりますと、県から発表されているのは年間45億円の税収を見込む、そのうち11億円を市町村へ配分する方針であるということで聞いております。また、宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者への配分については1億5,000万と試算されております。

続いて、白子町の宿泊事業者への影響についてでございますが、白子町はテニスや海水浴、そして温泉地として多くの宿泊施設を有し、観光事業が地域経済の柱となっております。宿泊税の導入により、宿泊事業者のほとんどが入湯税を徴収しております。入湯税については、温泉という特別な入浴施設の税であり、また宿泊者負担が増え他県との競争力の低下につながるとのご意見と思われますが、県はこの宿泊税の用途について観光地の魅力アップによるさらなる来訪者の増を期待しているとのことでございます。

町の温泉施設を有する宿から、宿泊税は料金に対する追加負担となることから、価格競争の低下や宿泊者数の減少についての不安の声も聞いております。この点につきまして、町としては昨年のアンケート時に事業者からの声として県へ回答をしております。町としては、県と宿泊事業者の橋渡し的な存在となり、観光事業をさらに盛り上げてまいりたいと思います。また、県は教育旅行など子供たちについても免除をしないこととしておりますが、現在、本町では他県からの教育旅行も視野に入れた誘客促進活動も行っております。修学旅行生や教育目的の宿泊者への免除について検討していただけるよう働きかけてまいりたいと思います。

以上、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、世界デフサーフィン選手権大会についてお答えをいたします。

2025年世界デフサーフィン選手権大会については、本年11月7日から9日に古所海岸において開催されます。主催は一般社団法人日本デフサーフィン連盟及び国際デフサーフィン連盟であり、町商工会、社会福祉協議会、スポーツ庁、海上保安庁、千葉県在日大使館等が後援するものです。

デフという言葉については、あまり聞き覚えのない言葉かもしれません、いわゆる聴覚障害者の方たちのことです。本町においても海岸にてサーフィンやボディボードの大会が多く開催されるようになっております。近隣の一宮町でオリンピック競技として開催されたこともまだ記憶に新しい状況にあるかと思います。デフリンピックは聴覚障害者を対象とした国際的なスポーツ大会で、オリンピックと同様に夏季、冬季大会が開催されます。本

年、日本、東京でございますが、日本で開催される夏季デフリンピックにはサーフィンが公式競技として採用され、その会場として本町の古所海岸が選ばれました。社会的意義としては多様性社会の推進であり、聴覚障害者と健常者の交流の場づくりを行い、共生モデルの創出があります。また、デフスポーツの魅力を伝え、聴覚障害者の子供たちへの夢と希望の場となればと思います。今回の大会開催により、地域振興や経済効果については白子町の認知度を上げるとともに観光客の幅を広げ、この国際大会を契機にインバウンドの推進と障害者への理解が進んでいくことにもつなげていきたいと考えております。

また、大会中に、地域との交流の場づくりとして海岸の広場にてマルシェを開催し、飲食ブースやワークショップ、デフコミュニティ店舗などで交流の場づくりなどを行う予定と聞いております。今後、大会運営側と協議を進め、安全で実りのある大会を目指しております。

以上、宗島議員の質問にお答えしました。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） 答弁ありがとうございました。再質問していきたいと思います。

宿泊税について、答弁の中でもあったとおり宿泊税が旅行者にとって上乗せになって足かせになるという心配もあるんですけども、それ以上に観光地の魅力アップに県は使っていきたいという、そういう答弁があったんですけども、では実際、町では交付されたものはどういう使途で使っていくのかを聞ければと思います。

その使途については、観光客と地域住民の双方にとって魅力的な受入れの環境整備や観光地の魅力を高める事業に充てられるとしていますし、税収の約25%が市町村に交付されると思うんですけども、まずはその交付されたときにどのような観光振興策に充てていく予定があるのかを伺えればと思います。

そしてもう一点、県の取組の方向性に合致するDMOが行う取組については県が直接補助金により支援を検討しているとしていますが、町ではこのDMOが行う取組に対して補助金獲得のために準備や情報収集等は既に行っているのか現状を伺えればと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 商工観光課長、北田和弘君。

○商工観光課長（北田和弘君） 宗島議員の質問にお答えいたします。

その前に1点、先ほどデフサーフィンのほうで町長のほうからデフサーフィンが公式競技ということで、公開競技の間違いですみません。失礼いたしました。まだ公式競技とはなっておりません。

元に戻ります。宗島議員の質問で、宿泊税についてでございます。

宿泊税が県税ということで、次年度始まるということで150円ということあります。実際に、県から発表されたものが、推計ですが45億円、その中の、先ほど宗島議員もおっしゃっておったとおり市町村に11億円、約4分の1が配分ということになりますが、単純に全体で4分の1でございますので、単純に私ども白子町の宿泊者数にかける理屈という形ではなく、県内でもっと非常に強いところ、成田市や浦安市などといった宿泊者数が多いところに多く持っていくべきであるということもまずご理解いただきたいと思います。その中で、まず宿泊税が下りてきた中では、当然観光地の魅力アップということでございますので、これ目的税になりますので、交付金として入ってきたときには観光に特化した形の使い方というふうに考えております。当然、DMO等への町からの補助金等に充当するとかそれ以外の観光目的の部分、イベント等への誘客に充てるなどしたいと思っております。

2つ目の、今後それ以外の県が行う事業について、町DMOとしてどのような動きがあるのかということでございますが、当然ながら県の45億円のうち約三十数億円が県の事業費という形になります。その中の何点か、ポイントとしてはインバウンドであったり集客施設、宿の方たちの研修であったり、そういうおもてなしの部分の補助金なりということが言われております。まだ確定しておりませんので何とも言えませんが、そういった部分に、当然インバウンドとなりますと英語その他外国語を話せなきゃいけないかということになりますが、現状で考えられるのはそういう方々を雇うことも難しい。今はDXということが叫ばれておりますし、そういうデジタルに頼る部分で対応できればというふうに考えておりますので、そういった補助金などを活用していかなければというふうに思います。

ただ、そういう補助金が確実にまだあるかということを言われるとまだ分かりませんが、そういった部分は当然出てくるかと思われますので、そういったものに活動としていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） これから決まる部分も多いですし、県からの動きを常に把握してもらって、補助金獲得や観光地の魅力アップのための施策へと移動してもらえばなと思います。デフサーフィンに移ります。

答弁にもありました多様性社会の推進をこのデフサーフィン大会をきっかけに町全体で推し進めていく絶好の機会に捉えていくべきです。習志野市の例を挙げますと、習志野市は手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまち

づくり条例を施行しています。これが目指すのは、障害のある人もない人も当たり前に心を通わせ理解し合える住みやすい社会です。具体的な取組として、障害や障害のある人について理解をする人を増やす。障害のある人が情報を得ること、役立てること、自由にコミュニケーションを取ることを大切にする。市民の方々に手話を学ぶ機会をつくり、手話を普及し、理解を進め、手話が言語として保障される環境を整備するとしています。

我が町においても、まずは手話教室を開催して理解を深める機会の提供をすべきかなと思います。また、この先日6月7日にこちらもはまひるがおさんで行われた手話教室に参加してきましたが、手話を理解して互いにコミュニケーションが取れるととても楽しく、また手話の面白さに触れることができました。手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解、及び聾者に対する理解の促進につながる取組になるかと思います。

このようにして、短期教室でもよいので町民や小中学生向けの手話講座の開催や、誰も取り残されることがない、インクルーシブなまちづくりを推進していく取組を町全体で推し進めていくべきかと思いますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 生涯学習課長、渡邊 昭君。

○生涯学習課長（渡邊 昭君） 宗島議員のご質問にお答えいたします。

町民と聴覚障害者、交流を深めるためにも手話教室を開催したらいかがかというご提案ですけれども、生涯学習講座におきまして手話教室を開催することは可能でございます。現在も町民の皆様が何かを学びたいとリクエストがございましたら、様々な教室や講座を開催できるように取り組んでおります。

宗島議員から今ご提案があったように、手話を学ぶことは新しいスキルを習得するだけではなく、聴覚障害者とのコミュニケーション、また相互理解と障害者への支援にもつながってまいりますので、とてもよい講座になるのではないかと思っております。まずは1日だけの短期教室を開催いたしまして、参加者を募り、その中で継続して学びたいという方がどれくらいいるのかを把握した上で、今後教室の開催の可否についてぜひ前向きに検討していくたいと思っております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ありがとうございます。

ぜひとも、1日だけでもいいのでまず間口を広くして多くの方に触れてもらえるような機会を提供してもらえればなと思います。

もう一点、これは町長にお願いと要望を兼ね質問をしたいと思います。

先日の6月18日、手話の普及に向けた手話施策推進法が衆議院本会議で全会一致によって可決成立しています。手話に関する法制定は初めてであり、聴覚障害者の国際スポーツ大会、デフリンピックが11月に国内で開かれるのを前に機運を高め、普及に向けた環境整備などを国や自治体の責務として明記しています。

新法には、国や自治体が施策を進める際の基本的な理念として、手話の習得や使用に関する合理的配慮が適切に行われる環境を整備する、手話文化を保存、発展させる、国民の理解を深めることを掲げています。国には財政措置を講じることも義務づけられたとしています。

手話は、障害者基本法において既に1つの言語として認められています。我が町でも全国の自治体が制定しているような手話言語を推進するための条例を制定し、手話に対する理解と普及、手話で生活しやすい環境の整備などを取り組んでいってほしいと思います。ぜひとも、これから町長には課題が山積している町政に取り組んでいく中で、その中でも形からかもしれませんが前向きに検討していってほしいのですが、条例制定について見解を伺えればなと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それこそ、先ほど申し上げましたとおり、手話に限らず健常者と障害者、これらが共生していくと、これは今の時代の流れでありますので、今回デフサーフィンに限ってですけれども、聴覚障害者ということで対象になると思いますが、障害者全体を含めて、町でも社会福祉協会や障害者の協議会等ありますので、その1団体と含めて、また今生涯学習課長が話をしました教室、あるいは講座、そういうのを広げていくということでありますので、条例までいくかというと分かりませんが、ぜひそれを11月に合わせて町も機運を盛り上げるということでやっていきたいと思います。

またご協力を願いしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 9番宗島理仁君。

○9番（宗島理仁君） ぜひ、このデフサーフィン大会をきっかけに、11月もそうなんですか
れども、その後も続けて、継続してこのような取組をしていただければと思います。

最後に要望して終わります。

ぜひとも手話講座の開催をお願いいたします。

先日の手話教室のときに手話通訳者としてお手伝いされていた方は、以前白子町に存在していた手話サークルで手話を学んだ方でした。このような方々の協力も得ながら開催に向け

て前向きな検討をお願いいたします。そして、あらゆる人が孤立や排除をされず社会の一員として共に生活する社会を目指し、町としても互いの存在を当然のこととして大らかに受け入れ、折り合いをつけながら共生するまちづくりを教育や社会そして文化などの活動の中に気づいていただけるよう要望いたします。

そして、宿泊税につきましては、答弁にもありましたように一部の自治体や宿泊事業者から修学旅行生に対する課税免除を主張して県へ要望しているとの記事も見受けられます。白子町としても、これから修学旅行生や教育旅行の受入れをする動きがありますので、しっかりと県への要望、歩調を合わせていってもらえばと思います。また、DMOが行う取組に対しての補助金獲得のために準備や情報収集等も引き続きよろしくお願い申し上げて一般質問を終了します。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、9番宗島理仁君の一般質問を終結いたします。

◇ 大多和 正 之 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、12番大多和正之君の一般質問を許します。

12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、通告順に従い、一般質問を行います。

まず、昨日就任いたしました緑川町長、おめでとうございます。今後4年間、よろしくお願いいたします。

まず1点目の質問ですが、白子町の四季を彩るイベントの考え方について伺います。

町長選のリーフレットに白子町の四季を彩るイベントの開催を掲げ選挙戦を行いましたが、現状の白子町のイベントは、たまねぎ祭り、しらこ温泉桜祭り、白子カップなどがありますが、以前行っていたチューリップ祭り、イカダのぼりは現在行われていません。四季を彩るイベント開催の考え方について伺います。

続きまして、小学校の学用品の助成について伺います。

4月の入学式シーズンに小学校新入生の保護者と話す機会がありました。その中で、小学校1・2年生のときに使う算数セット、四、五千円するそうですが、その算数セットに名前のシールを貼る作業が非常に大変とのお話を聞きました。子育て支援の観点からも保護者負担を軽減する取組の一環とすることができないか考えを伺います。

次に、職員の人材確保について伺います。

職員の人材確保ですが、住民サービスのさらなる向上のためには優秀な人材の確保が必要だと思います。4月に新年度を迎えるにあたり多くの企業で新社会人となった方々の入社式が行われました。入社式当日に退職する者がいること、またその中には退職代行業者を利用した退職が増えていることなどがニュースなどで取り上げられていました。白子町でも様々な理由によるものだと思いますが、転職の時代とはいっても近年早期退職が増えている現状から、人口減少などを踏まえると今後職員の人材確保は厳しくなると思いますが、今後の方針を伺います。

以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和正之議員の質問にお答えします。

まず初めに、魅力あふれる町についての質問事項でございますが、イベントの開催はにぎやかさや集客だけの手段でなく、来町者に白子町を知ってもらうというPRの場所であると、一時的に訪れる交流人口のものや、町に継続的に関わり町内活動の参加や地域資源の活用など深い関わりを持つ関係人口になるものを得るための方策とするもので、この関係性を持ったその先に白子町に移住・定住したい、させたい、そういう気持ちが生まれ、人口減少の歯止めになる目的を持ってイベントの開催をすると、そのような考えも持ち合わせております。

前置きがちょっと長くなりましたが、四季を彩るイベントとは、春はしらこ桜やチューリップ祭り、また併せて白子のたまねぎ祭り、夏は海や川を親しむ祭り、秋は収穫や食欲の祭り、冬は温泉を利用したお祭り、あるいはスポーツは年間を通してと、そのような町内のいろいろな資源を活用して各季節に合ったイベントを開催し、町民も来町者も楽しめ、町全体が明るく経済活動にも寄与し、活力のあるまちづくりに取り組んでいこうと考えております。

次に、保護者の軽減負担でございますが、教育課長よりお答えさせます。

次に、職員の人材確保でございますが、本町に限らず現在多くの自治体でも働き手の確保について苦慮しているところです。かつて、募集人員に対して応募者が少ないとすることはありませんでした。しかし、現在は定員が満たされずに2次募集まで実施する状況が続いております。多くの人材を確保するために、令和4年度より年齢要件の引上げや一般行政職、初級職の採用などを再開するなど、採用条件を拡充した結果、新規採用者の確保につながっているところであります。

しかしながら、少子高齢化が進んでいる中で、人材の確保については今後も困難になるこ

とが予想されます。採用時期は毎年4月でありますが、そこにこだわらず専門職の募集については経験を有する者は中途採用をするなどして、さらなる人材確保について検討を推進してまいりたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 大多和正之議員のご質問にお答えします。

学校で使用する教材費等の学用品については、年間で小学校で約1万円、中学校で約2万5,000円となっており、こちらは保護者の負担としています。学用品には鉛筆、はさみ、定期、のりといった常用する筆記用具類、また体操着、ピアニカ、絵の具などの授業用具類、各種ドリルなどの副教材も多く、議員のご指摘のとおり家庭での経済的負担、また算数セット内の道具に紛失防止のために名前を書くなど、その取扱いについても負担であると認識しております。

一方、義務教育費の無償の範囲については1964年の最高裁の判例が基本となっており、授業料は無償、学用品などは無償の対象外とされているため、全国的には学用品を保護者負担としている自治体がほとんどです。しかし、昨今は子育て支援策として学用品費を無償化する動きもあり、品川区など都内7区で先行して実施されていると聞いております。

白子町においては、持続可能な健全財政の観点から、学用品費の完全無償化について現時点では難しいと考えていますが、児童生徒が一律に使用する補助教材などは一部公費負担として助成することで、家庭の経済的負担を軽減できないか、財源の捻出等を含めて企画財政課とも協議調整の上、前向きに検討してまいります。

今後も最小限の保護者負担で最大限の学習効果が出るといった考え方方に立ち、学用品の購入、取扱いについても引き続き創意工夫を図ってまいります。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは、魅力あふれる町について再質問いたします。

前町長のイベント開催の考え方には、職員の犠牲の上に結構成り立っているとのことで、自主活動組織、団体が地域活性化に資するイベントに取り組んでいただき、自然発生的な形で民間から出てくることが一番望ましいとの考え方でしたが、緑川町長の考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 民間の自主的な活動を支援し、民間活力で白子町を盛り上げていくと、そういうことも一面必要ではないかと思いますけれども、町民や町内の関係団体と役場職員

が一緒になって町を元気に盛り上げる、また、まちづくりをしていくということも必要ではないかなと思います。職員の勤務条件や参加人数、そういうのに限りが生じるかもしれません、役場職員も町民の一人として町の発展に寄与したいと考えております。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） それでは再々質問いたしますが、イベント開催に当たり地域社会情勢の変化に加え、物価、労務費などの高騰に伴う課題もあると思われます。地域によっては、資金確保のめどが立たず中止や縮小している団体もある中で、現状行われているイベントに担当課の職員が準備から運営しているイベント、また実行委員会に補助金を出しているイベントがありますが、四季を彩るイベントが増えることに対し今後の考え方を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） それこそイベントのどれをやるかというところはまだ交渉の段階でございます。イベントの種類によって種々変わる可能性もあると思いますが、それぞれ実態や実情が異なるイベント内容が生じると思います。しかし、できるだけ種類によって統一をすることを進めています。そのようなことを検討したいなと思っています。

○議長（梅澤哲夫君） 12番大多和正之君。

○12番（大多和正之君） 最後に、白子町のイベント開催には、費用面もさることながら、目的やメリットを理解していただくことが必要不可欠です。イベントや行事への理解とともに、在り方を十分に検討していただくことを望みます。

続きまして、保護者の軽減負担についてですが、教育長不在の中、回答ありがとうございました。保護者の経済的負担を軽減する取組とともに創意工夫による教育の質を高めていただければと思います。

次に、職員の人材確保についてですが、人材確保に向けての対応は理解いたしました。新町長の施策推進や住民サービスのさらなる向上には優秀な人材の確保が必要です。白子町の将来のためにも、力を発揮する職員を育成するためにも、いろいろな経験により幅広い知識を身につけ、働きがいのある職場環境を提供することを可能とした人材育成にも注力していただきたいと思いますので、新町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、12番大多和正之君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩といたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 大多和 正 夫 君

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君の一般質問を許します。

7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

緑川町長、就任おめでとうございます。

それでは、1としまして町長の取組施策、4つの柱についてお伺いいたします。

町長におかれましては、1として、魅力あふれる町、2、災害に強い町、3、活力ある産業の町、4、白子愛が育まれる町、この4つの施策を柱として町の未来をつくっていきますと公約されています。①の魅力あふれる町につきましては、先ほど大多和正之議員からも質問もあり、重複もしようと思いますが、この4つの施策の具体的な取組についてお伺いをいたします。

続いて、またこの取り組むべき公約の町長としての優先順位について、どのように考えているのかをお伺いしたいと思います。

そして、2としまして、公園の管理についてお伺いいたします。

関地区の三上医院脇の三角形の公園では、当初、しらこ桜の植樹とオオムラサキの苗木が植えられ、その周りを茂原農業高校、現在の茂原樟陽高校の生徒による花壇が整備をされ、その後、数年前までは、役場職員のボランティアだと思いますけれども、花壇が継続されていたと記憶しております。桜の花が散った後に、オオムラサキの花がきれいに咲いている中、建設機械により抜き取られ、桜の根は地表に出たままであり、機械作業に邪魔になる桜の枝は切断されたままで、病原菌防止の薬剤も塗布されていない状況であります。どのような判断でオオムラサキを撤去したのかをお伺いいたします。

また、撤去したオオムラサキが他の場所等に移植されたのか、それとも処分されたのか、

その辺の関係についてもお伺いをしたいと思います。

質問は以上であり、町長及び当局の明確な答弁をお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和正夫議員のご質問にお答えします。

まず、公約の4つの柱の考え方でございますが、1つ目の魅力あふれる町の項目は、新たな若者マイホーム計画や空き家の利活用を図ることにより、移住・定住を促進し、人口減少、少子化対策を図るということです。また、しらこ桜や白子たまねぎ、温泉やスポーツ活動を通じて町民の来庁者も楽しめるイベントを開催すると。

また、次に出産から子育てまでの切れ目ない支援体制の創設、らくらくタクシーの乗車など誰もが利用できる移動手段の実現、そういうものを町民が明るく元気で活力ある暮らし続けたい町をつくるということで、魅力あふれる町を項目に挙げてあります。

2つ目の災害に強い町の項目は、これも町民からの要望があったものでございますが、完成が遅れている南白亀地区や白潟地区の排水機場整備、その早期完成、それと津波避難道路である白子バイパスや生活道路の整備促進を図り、安心・安全が保たれる町をつくります。

3つ目の活力ある産業の町の項目は、多くの町民が要望する新たなスーパーの誘致、もうかる農業を目指す販売ネットワークづくりや地元特産品のトマトやタマネギ、米などを活用した新商品の開発、白子温泉の活用など、町の基幹産業である農業、観光、商工業への切れ目ない活性化支援を行っていきます。

4つ目の白子愛が育まれる町の項目は、小中学校の学習において、町内の自然環境、地場産業、特産品などに児童生徒が触れてみて、体験して、そういうものを行ってふるさと白子を再発見することにより、白子愛が育まれるという教育の充実を図りたいと思っております。また、公共施設を生かして、いつでもどこでも誰もが学び、集いができる、生涯学び続けられる学習環境の充実を目指します。

以上4項目の内容を申し上げましたが、町民の声を常に聞き、暮らし続けたいまちづくりに向けて邁進していくので、ご支援、ご協力をお願いいたします。

次に、取り組むべき公約の優先順位の考え方でございますが、今、町民が何を要望しているのかと、町行政として何をしなければならないか、課題は何か、そういうものを、多くの声を聞きながら見極めて実行することが大切だと思っております。

今回の町長選挙におきましては、町内全域の町民の声を聞きますと、スーパーが欲しいと

いう声が圧倒的に多くありましたので、スーパーの誘致を最優先課題として取り組んでいきたいという考えを持っております。

次に、公園の管理でございますが、ご質問の三上医院の前の三角地、町有地でございますが、近年、しらこ桜の成長とともに、その下地に植栽されたサツキの成長も進み、枝葉が交通安全上の支障があるとの近隣住民から指摘があったこと、そして景観にも支障を来している状況がありました。当初は、サツキの間引きをしようと考えておりましたが、既にそれぞれの木同士が絡まるなど密植しており、背丈も成人の高さに達し、間引くことが困難であることや、今後の管理方法や管理に要する費用を考慮し、検討した結果、撤去もやむを得ないと判断をしました。これは、私の考えというか思いであります、このような判断があったようですが、私としては、長年育てて管理してきたツツジ、桜が、このような結果になって誠に残念な気持ちであります。

次に、ツツジ属のその後の処理内容でございますが、結局は処分をしたということで聞いております。

以上、大多和正夫議員の質問にお答えをいたしました。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） まだ緑川町長につきましては、就任2日目ということで、公約の4本の柱につきましては、やはり今後自分なりにスケジュール的、また工程表等を作りながら、各種項目について実現に向けて努力をお願いしたいなど。

特に、最優先としてスーパーの誘致、非常に重要なことだと思いますし、結構我々もそうですけれども、高齢者の方からは、らくらくタクシーとタクシー券があっても、なかなかそういう行けない。特に、白子の場合は、はっきり言いまして180度が太平洋で、180度が白子町ですけれども、非常に人口的な面等を含めて、スーパーの誘致は非常に厳しい状況があると思います。

ただ、やはり誘致するものについては考え方で誘致できるのかな。これは、ある程度行政が資本投下をする必要もあると思いますけれども、そういうことも含めて、その辺の特別チームを立ち上げるというお考えを聞いておりますけれども、その辺のスケジュール的にはどのような考え方をしておるのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大多和議員からの質問であります、今後の立ち上げ、私も言いましたとおり、町民からの要望が一番多かったということで、それこそ高齢者、若い人も実はス

スーパーが欲しいと、車に乗れても欲しいというような方もありましたので、先ほど申し上げましたとおり最優先でやりたいということあります。

この後、それこそ対策チームを立ち上げ、そのメンバーももう決めて、それで幅広くメンバーを決めて、今後どういう方向、この後のほかの方の質問にもあるんですが、今まで石井前町長がちょっと声かけをしてできなかつたと、そういう問題も含めて、それを乗り越えていかないといけないという面もありますので、チーム内で協議をして、どのような形で進めていくのか、いろいろやり方はあると思いますけれども、それよりも多くの方に声を聞いてやっていきたいなと思っています。進め方は早めにやりたいと思っています。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 7番大多和正夫君。

○7番（大多和正夫君） 4つの公約の柱ですけれども、この辺については細かいことを、今ここで私としては質問する考えはありません。やはり町長の中で、今のスーパーの話を最優先しながら、自分で掲げた公約についてやっぱり一歩一歩前に出るような努力を今日はお願ひをしたいと思います。

そういう中で、1つ目の質問はこれで終了したいと思います。

2つ目のオオムラサキの公園の管理なんですけれども、やはりちょっと考えが足らないのかなというのを感じました。せっかくあそこまで成長して、私も植木職人の方にも聞きました。

まず1点が、やはり交通安全上の問題があるとしたら、まず半分に切って、それで間引きをすればいいと。そうすることによって、やはりその環境が整えられる。特に、桜の成長があった中で、やはり射光部分が多いので結構成長しやすいというのを聞いていました。あまりにも、これはもう処分しちゃったのでしょうかないんですけども、はっきり言いまして、町当局の考え方の、SDGs等を含めながら取り組むんだと言いながら、ああいうものを簡単に、今までの苦労した苗木を簡単に伐採していいのかと。もう少し知恵を絞れよということをお願いしたいんです。

特に、まだお願いしたいのは、桜の根がユンボで取られて出っ放しなんです。あれはあのまま放置すると、桜が今度は枯れていきます。それから、ユンボが入るのに邪魔な枝は切つてあります。切ったところにも防腐剤を塗布もしていない。そうすると、要は桜を守ろうという意識もないのかという考え方をしていますので、これはここで緑川町長にお願いしたいのは、もうオオムラサキは撤去されてしまったけれども、今後はあのしらこ桜を守るという中

で、この辺は内部で協議をして、要は問題があれば即対応いただきたいということで、これは要望で、そういう状況で、とにかくやはり町民からの意見も分かりますけれども、それに対してただ撤去するんじゃなくて、知恵を出し合って、いかにいい方法で結果を出せるか。そういうものを考えていただきたい。

あまりにも、私からしてみればずさんな判断だと思っていますので、これは緑川町長がいたときではありませんので、そういうのを含めて、また十分内部で協議をお願いして、2日目ですので、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、7番大多和正夫君の一般質問を終結いたします。

◇ 前 田 充 浩 君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、2番前田充浩君の一般質問を許します。

2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 初めに、緑川町長のご就任、大変におめでとうございます。今後とも4年間よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、通告に従いまして、1回目の質問をさせていただきます。

ワクチン接種・再接種について2問、質問させていただきます。

初めに、小児へのワクチン再接種助成について伺います。

昨年の12月、住民相談をお受けする中で、お子様が小児がんの治療を受ける過程でワクチンの抗体がなくなり、既に受けた予防接種の免疫が低下もしくは消失したため、ワクチン再接種が必要であるとのご相談をお受けいたしました。そこで、白子町の造血細胞移植後の定期予防接種ワクチン再接種費用の助成について伺います。ご答弁よろしくお願ひいたします。

また、次に帯状疱疹ワクチンの定期接種についても伺います。

令和7年度より65歳以上の方などを対象に、帯状疱疹ワクチンの定期接種が実施されております。また、本町では定期接種対象者以外の方にも助成が行われております。そこで、帯状疱疹ワクチンの助成内容について及び不活化ワクチンと生ワクチンの2種類の特性について伺います。

帯状疱疹は、体内に潜伏している水ぼうそう、またウイルスによって引き起こされる病気でありますので、どうかこの2点、ご答弁のほうをよろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求める。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 前田充浩議員の質問にお答えをします。

まず、小児へのワクチン再接種助成についてでございますが、再接種費用の助成については、治療により免疫を失ったお子さんが再接種を受けることは、その後の健康のために大切なことだと思っております。

白子町では、本年6月1日より、20歳未満の方を対象に、造血細胞移植により造血細胞移植の前に受けた予防接種法に基づく定期予防接種による免疫が低下または消失したため、再接種が必要であると医師が認めた方に対して、予防接種費用の助成を開始しております。助成額については、再接種に要する費用として、医療機関に支払った額と再接種日の属する年度に締結した千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業委託契約書の料金に定められた額のいずれか低い額のほうを支給いたします。

次に、帯状疱疹ワクチン定期接種についてでございますが、町では帯状疱疹についての情報を定期接種対象者への個別通知のほか、広報4月号及びホームページで提供し、町民に病気の認識を深めてもらうことを重要視しております。

帯状疱疹は、比較的多くの方が発生する病気ですので、初期治療などの疾患の特性やワクチン接種の有効性を周知することで、早期治療につながるものと考えております。

次に、対象年齢ではない方への任意接種の助成ですが、定期接種と同様に対象ワクチンには2種類あります。1つ目は水痘ワクチン、これは生ワクチンと申しますが、4,000円を1回。2つ目は、帯状疱疹ワクチン、不活化ワクチンですが、1万円を2回助成いたします。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、小児へのワクチン再接種について再質問させていただきます。

今月より実施をされることであり、抗体の低下及び消滅したお子様を持つご家庭には適切な情報提供が求められます。そこで、対象となるご家庭への積極的な情報提供について及び対象となる、また予防接種についてお伺いをさせていただきます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、前田議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、情報提供につきましては、町で実施しておりますママパパ教室や健幸スマイルスタジオ、また乳幼児健診等の機会を捉えまして、ワクチン接種の勧奨を行っております。また、医師からの勧めなど様々な方法で情報提供を行い、接種率向上を図っております。

対象となる予防接種についてですけれども、2つ要件がございまして、まず1つ目が、予防接種法第2条第2項に規定されたA類疾病に関わる予防接種であること、2つ目が予防接種実施規則に規定されたワクチンによる予防接種であること、こちら2つの要件がございます。

また、対象となる予防接種の種類ですけれども、BCGまた小児用肺炎球菌、B型肝炎など15種類の予防接種の種類が対象となっております。

以上となります。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ご答弁ありがとうございました。

既に近隣の市町村では、造血細胞移植後の定期予防接種ワクチン再接種費用の助成が、今行われておりますが、利用者がほとんどいない状況でもあります。そこで、対象となるご家庭への適切な情報提供のため、広報、ホームページのみならず、チラシを作成し、20歳未満のお子様を持つご家庭に全戸配布することが有効であると考えますが、見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、ご質問にお答えします。

対象となるご家庭への情報提供につきましては、町広報紙やウェブサイト、医療機関を通じて対象者への情報提供を現在行っています。特に、町での様々な教室や健診等での啓発活動に力を現在入れておりますし、全戸周知に向けた取組を今後も行っていきたいと思っております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございました。

昨日、たまたま、またある方なんですが、若いお父さんお母さんからご相談があって、やはり白血病のお子様をお持ちになられている方で、もう大変な思いをされていて、もう本当に何とか寄り添っていけるように、これからも私たち取り組んでいきたいと、このように思います。

それでは、帯状疱疹の再質問をさせていただきます。

帯状疱疹は、先ほどもちょっとお話しいたしましたが、体内に潜伏している水ぼうそうウイルスによって引き起こされる病気です。50歳代から発症率が非常に高くなります。

そこで、ワクチン接種後に入院を必要とする程度の疾患や日常生活が著しく制限されるほどの障害などの健康被害が生じた場合の救済制度について伺います。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまのご質問にお答えいたします。

厚生労働省によりますと、副反応については、臨床試験で接種した部位の痛みやかゆみなどのほか全身の倦怠感が報告されておりますが、重い症状はなく安全性は確認されているということです。

救済制度についてですけれども、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに、町により給付が行われることとなっております。

ご質問に対するお答えは以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） ありがとうございました。

それでは、最後に再々質問をさせていただきます。

帯状疱疹は、発症すると体の片側に発疹が広がり痛みを伴うこともあります。ワクチンの有効性とワクチン接種による健康被害の救済制度を併せて周知することが、大変に必要であると考えます。

そこで、対象世代へ向けた帯状疱疹の知識をしっかりと培うための出前講座が有効な取組であると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） それでは、お答えいたします。

出前講座が必要だというご要望がありましたら、そちらのほう要望があればぜひ対応してまいりたいと思っております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 2番前田充浩君。

○2番（前田充浩君） 大変にご答弁ありがとうございました。

いずれにしても、そういう様々な小児がんの再接種とか、本当にたくさんの町民の方が、まだ情報がよく分からぬ部分もあると思います。だからこそ、出前講座や、また広報のみならず、インターネットならず、しっかりとまた周知をしていくことが大事だと思いますので、それがいち早く町民の皆様のそういうお子様を本当に抱えている、大変な思いをされている方々の軽減になってまいりますので、どうかこの取組もしっかりと今後よろしくお願ひをしたいと思います。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、2番前田充浩君の一般質問を終結いたします。

◇ 秋葉広行君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、3番秋葉広行君の一般質問を許します。

3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） 3番秋葉広行です。

私は、緑川新体制となった今、町民の皆様が一番関心があるのではないかと思われる2点について伺いたいと思います。

まず初めは、生活の利便性についてです。

前石井町長が就任したのは、令和3年6月でした。先ほどにもありました、翌令和4年7月にスーパーはやしさんが撤退しました。翌令和5年2月にスーパーカスミさんと協定を結び、3月より移動スーパーの運営が始まり、現在丸2年と3か月が経過したことはご承知のとおりです。

現在、週に5日、1日に9か所で巡回販売をしているとのことですが、その詳しい内容、販売実績、改善点について伺います。

次に、スーパー誘致のその後と現状について伺います。

緑川町長も、選挙公報にはスーパーの誘致は最優先課題とあり、リーフレットには道の駅の建設ともありました。

第2点目は、小学校の統合についてです。

今、我々の想像を超えた少子化が進み、教育委員会では3小学校統合が検討され、前3月議会において設計費について承認されました。早速、4月に公募型プロポーザルを実施し、

先月、2次審査まで進んだと伺っています。公表できる部分だけで結構ですので、その大まかな結果を伺います。

最後に、小学校統合について緑川町長の考えを伺います。

今まで、令和4年に小学校適正配置検討委員会を立ち上げ、計10回開催。保育所と小学校の保護者宛てにアンケートを実施、令和5年には住民意見交換会を5月と11月に計12回、委員会だよりやパブリックコメントの募集、地域説明会は4回、また議会にも令和5年9月より数回にわたり進捗状況の説明をいただき、意見を交換しました。議会も、6年11月に酒井学校統合等に関する調査特別委員長から提言書を提出し、考えを申し上げたところです。

緑川町長は、立候補予定者討論会において、いろいろな場面での参加者が少なく、意識の高まりに欠けた部分があるので、じっくりと考え取り組むべきではないかとの考えをおっしゃっていらっしゃいました。

先ほど、定例会の初めに所信を申し上げられ、また4つの柱を申されました、小学校の統合については一言も触れてはいませんでした。少子化対策として、若者マイホーム建設や住宅ローンの利子補給制度について述べられていることは大いに進めていただきたいと思います。スーパー撤退同様に、緑川町長が職員として不在の出来事ですが、お考えを伺いたいと思います。

以上2点です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 秋葉広行議員の質問にお答えします。

まず初めに、移動スーパーの現状でございますが、令和5年2月に株式会社カスミと移動スーパーの実施を含む包括連携協定を締結し、同年3月から実施しております移動スーパーの現状につきましては、月により変動はございますが、1か月当たりの延べ客数は約900人弱の実績となっており、徐々にではありますが利用者数が増え、また売上げも増えてございます。利用している地域住民の方々の感触もおおむね良好と伺っておりますので、今後ともサービス提供事業者と意見交換し、販売箇所の調整を行いながら事業を進めてまいりたいと思います。

次に、スーパー誘致のその後と現状でございますが、スーパー誘致につきましては、スーパーハヤシの撤退後、スーパー事業者9者にコンタクトを取り、出店依頼をしてきましたが、出店に至らず、さらに2者、直近では令和7年3月に依頼をかけましたが、出店いただけな

い状況が続いております。

小学校統合の質問でありますプロポーザルの結果につきましては、教育課長よりお答えさ
せます。

○議長（梅澤哲夫君） 教育課長、岩本洋之君。

○教育課長（岩本洋之君） 秋葉議員のご質問にお答えします。

令和7年3月の第1回白子町議会定例会において、統合小学校校舎建設工事設計費につい
てご承認いただき、設計業務委託公募型プロポーザル公募を4月に、8月の初めに第1回審
査、そして6月6日に第2次審査を実施しました。参加事業者は3者であり、審査の結果、
第1位受託候補者に株式会社千都建築設計事務所、第2位受託候補者に株式会社榎本建築設
計事務所を選定しました。

なお、この結果については、町のホームページに公表しております。

説明は以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 秋葉議員の2項目め、小学校の統合についての町長の考え方をとい
うことでございますが、小学校の統合は昭和30年に3町村が合併し白子町が誕生した規模に匹
敵をするぐらい、町の重大な案件だと私は思っております。

しかしながら、今までの小学校統合の協議会等につきましては統合ありきの進め方で、町
民説明会も12回開催するも延べ65人の参加者と非常に少なく、町民の関心も薄く、現状では
多くの町民の理解が得られたとは思っておりません。しかし、児童生徒数は確実に減少し、
統合に向けた期間も迫っておりますので、早急に先進市町村の事例、実情を十分に検証し、
施設の規模や場所、通学方法、統合に向けた諸課題など、統合に向けての全体を通した検討
検証を行いながら、町民の理解を得た上で進めていきたいと思っております。

なお、これは蛇足でございますが、今回のプロポーザルの結果については、私も昨日就任
したばかりで中身は見ておりません。教育課を含め、1位受託候補者である株式会社千都建
築設計事務所と、どのような経緯、過程を経て提案されたのかを聞いた上、今後判断したい
と思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 3番秋葉広行君。

○3番（秋葉広行君） ありがとうございました。

まず、移動スーパーの運営についてはおおむね良好ということでしたが、1か月の平均が
900人の利用ということは、一月二十日として1日当たり45名の利用、9か所に移動します

ので、平均して1か所当たり5名の利用ということになります。1か所5名の利用客が多いのか少ないのかは、私は判断しかねますが、定着しつつあるということですので、今後も調整していただきたいと思います。

また、スーパーの誘致についてですが、引き続き出店の依頼に努力していただきたいと思いますが、先ほど申し上げたとおり、令和4年7月にスーパーハヤシさんが撤退してから丸3年が経過しています。先ほどの大多和正夫議員とのやり取りと重なりますが、この際、誘致の目線を変えて出店を依頼してみてはと私は考えます。例えば、大幅な優遇措置での対応、建物を町で建てての業者の入店などです。また、ハヤシさん所有の旧100円ショップ建物の利用も考えられます。スーパーとして利用するには、惣菜、弁当、肉、魚を加工するバックヤードの面積がどうしても取れないそうです。しかし、食品を加工せず完成品として販売するだけの店としては、十分な広さがあるのではないかと私は思います。町内にも、近隣の市町村にも、そのような形で出店している店舗が幾つかありますので、ぜひ検討の一つに加えていただきたいと思います。

次に、小学校統合の件についてです。

プロポーザル型入札の結果については、おおむね理解できました。緑川町長のお考えも、おおむね分かりました。150年の歴史を持つ3小学校を店じまいするということは、白子町70年の歴史よりも古いものをなくして新しいものをつくるという大事業であり、今後50年間は子供たちが学ぶ場所でありますから、関係者で深く協議して、よりよい建物を建てなければなりません。

しかし、その反面、児童の数を申し上げますと、例えば南白亀小学校の今年の新入生は13名、来年は7名、再来年の9年は10名を予定しているそうです。危機的な状況だと思います。十分な検討と早急な対応の相反する2つが求められる事柄ですので、そのように対応してくださるようお願いして終わります。再質問はいたしません。私の考えを申し上げました。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、3番秋葉広行君の一般質問を終結いたします。

ここで休憩いたします。

再開は3時といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（梅澤哲夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 高山 隆一君

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君の一般質問を許します。

4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 4番、高山隆一です。通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

緑川新町長が立候補時に掲げたスーパー誘致公約について、実現の見通しや町の財政を鑑みて、どのような施策に基づいたものか伺います。

2として、これまで町は複数の事業者と交渉を重ねてきましたが、今回の施策は今までと何が違うのか、スーパー誘致実現可能性をどのように判断し、課題をどう認識しているのか伺います。

3として、スーパー誘致対策チームはどのような体制で設置し、どのような役割を担うのか伺います。

2項目め、次に旧中里プールに関わる訴訟について、町の見解を伺います。

1として、本件訴訟に至った経緯及び町と事業者間で契約内容や履行条件をどのように捉まえているのか、期限切れ状況の対応と、当時の判断に対する自己評価とガバナンス上の問題をどのように受け止めているのか伺います。

2として、契約締結は令和元年5月22日から令和2年3月25日までとあり、期間延長の場合は双方協議の上、定めるとありますが、それに基づく協議書は作成してあるのか伺います。

3として、約10か月の業務委託契約ですが、行政は通常の年度末の3月31までで、その後期間延長に基づく再契約ですが、3月25日に対する理由を求めるとともに、業務委託料343万5,480円の支払いに対する事業報告があったのか、また、移住・定住対策として評価し、それが実績に至ったのか、検証はされていたか伺います。

4として、契約当時副町長として関与していた現緑川町長自身は今回の事態をどのように捉まえているのか伺うとともに、今後の同様の問題を防止するために、契約審査、執行に関

する町の体制を見直す具体的な再発防止策について伺います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 高山隆一議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、マニフェストにあるスーパー誘致ということでございますが、令和4年7月にスーパーが撤退し、多くの町民が日々の生活用品を身近で購入することができない、買物難民が発生をいたしました。その後、新たなスーパーもなく、移動スーパーが令和5年3月から運行し、身近で購入することができましたが、買いたい商品数が限られ、食材の購入に満足感が得られないとの声が多くあります。日常的に町民が安心して生活を営むための衣食住は基本となるもので、その確保は行政の役割だと思っております。

次に、実現の可能性と課題の認識についてでございますが、石井前町長が全部で9者のスーパー事業者とのコンタクトを取ったが出店に至らなかったということが一般質問の回答で確認ができました。どのような内容で交渉したかは定かではありませんが、難しかったことは間違いないと思っておりますが、多くの町民が困っており、またスーパーが欲しいという多くの声があることも紛れもない事実でありますので、従前と同様なスーパー事業者と交渉するということに対しても、内容を吟味して当たって、ぜひ誘致に結びつくような努力をするというように考えております。

次に、誘致対策チームの役割についてということですが、誘致対策チームはまだ構想段階であります、人数は10人から15人前後、内容は、意向調査やスーパー事業者と交渉できる出店条件や内容の検討をしていく人材をメンバーとするようにしております。

次に、中里プールの跡地の件についてですが、令和元年5月、本町への移住者・定住者の増加を目的とした事業について、現在の訴訟の相手方である法人と業務委託契約を締結しました。事業の契約期間は令和2年3月25日までとなっていましたが、契約期間終了後も本町との契約をせずに土地の使用を続けていたため、令和6年6月に土地明渡し通知を送付しました。しかし、期限までに明渡しを履行することのないまま事態の進展がなく、代理人弁護士による訴訟準備が整ったため、令和6年12月2日付で訴状を提出しました。現在、訴訟係争中となっております。今回の事態となった要因についてですが、公有財産の管理徹底ができていなかったためと考えております。

次に、②の協議書の存在の有無でございますが、契約満了後に協議は実施していないため、

協議書は存在しておりません。また、期間満了後に契約の延長等は行っておらず、令和6年6月の明渡し通知まで撤去命令はしておりませんでした。

③の業務委託料の支払いの根拠でございますが、先ほど触れましたが、本町への移住・定住の増加を目的とした事業として業務委託契約を締結し、契約内容とその業務について、完了報告書の提出がありましたので、業務委託料を支払いました。

④の変更契約を締結した理由ということでございますが、この時期、消費税が8%から10%に引き上げられたことにより、その2%分の委託料の金額を変更したものでございます。

⑤の再発防止策についてでございますが、先ほど申しましたとおり、公有財産の管理がまちかったと、至らなかったということありますので、法令遵守についての徹底を行い、また契約行為の指針として、令和4年度以降、公共工事の契約については事後審査型一般競争入札を導入しており、また令和5年3月に随意契約もガイドラインを策定しまして、公平適正な契約の確保に努めています。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 再質問いたします。

マニフェストにあるスーパーの誘致の件について、スーパーの誘致については、ある程度期限を設けた上で物事を進めていくべきかと思うんですが、この辺についての町側の見解を伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 先ほど回答いたしましたが、対策チームを早急に立ち上げて、今現在、例えば1年後なり2年後ということはちょっと申し上げられる時期ではないと思いますので、それこそめどは当然立てなくちゃいけませんが、早急にチームをつくって協議をして、スーパー事業者と当たる日にちを早めにやりたいなと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 中里プール跡地の件について、再質問を1つお願いします。

本件訴訟について、これについては訴訟案件が出されているということで、見守っていくのが方策の一つかと思いますが、町側としてどのような見解か改めて伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 総務課長、齊藤貴人君。

○総務課長（齊藤貴人君） ご質問にお答えいたします。

今おっしゃっているとおり、現在訴訟係争中でございます。ですので、町としては、正式

な見解は裁判所での手続の中で立証、検証していくというものでございますので、今現在、訴訟のための公平性、それから適正な判断への影響を及ぼすことから、現時点での見解というものは控えさせていただきたいと思います。また、これが結果を踏まえた上で公表できるものにつきましては、隨時皆様にご公表させていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（梅澤哲夫君） 4番高山隆一君。

○4番（高山隆一君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、4番高山隆一君の一般質問を終結いたします。

◇ 大塚貴充君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、1番大塚貴充君の一般質問を許します。

1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） 議席番号1番、大塚貴充でございます。

一般質問に先立ちまして、緑川輝男町長就任に際し、祝意を申し上げます。おめでとうございます。この白子町をさんさんたる輝きのある町へと、かじ取りをお願い申し上げます。

それでは、通告の順に従いまして、質問を行わせていただきます。

白子町における結婚支援の現状と支援の強化について伺います。

結婚とは、個人間の契約だけでなく社会全体を安定させる手段でもあり、家族や財産の継承、社会的地位の維持において重要な意味を持っていると考えます。

縁は異なるもの味なものと申しますが、結婚に至る出会いはいろいろな形があると思います。しかしながら、よいご縁になかなか巡り会えない人、縁遠い人もおります。親御さんの我が子の結婚を案じる声を、私もよく耳にいたします。せがれがまだ片づいていないんだよ。隠居したいんだけどもなかなかそうもいかない。せがれ夫婦と楽しく団らんがしたい、それが夢なんだよと、親心の声に私は触発されました。この声を届けなければならないと。本町における結婚支援についての答弁を求めるます。よろしくお願いいたします。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めるます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 大塚貴充議員の質問にお答えをいたします。

結婚支援についてでございますが、結婚支援の現状につきましては、社会福祉協議会と婚活支援事業業務委託契約を締結し、結婚相談事業の運営をしております。令和6年度の実績は、長柄町と合同で事業を実施しており、お見合いバスツアーを令和6年9月29日に、合同婚活パーティーを令和7年2月9日に開催をいたしました。今後も、本町単独では応募人員等に限りがあることから、出会いの場をより創出するため、市町村の垣根を超えて新しい出会いの場を提供できるよう、近隣市町村との共同運営を模索してまいります。

支援の強化につきましては、多くの人が集まるイベントと結びつけるなど、新たな取組について、関係機関と協議しながら実施に向けて検討してまいります。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ご答弁をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

今、町長のご答弁にもございましたけれども、結婚支援においては、社会福祉協議会と業務委託契約を結ばれて結婚相談事業の運営をされているということでございますけれども、現在に至るまで、ご縁を結ばれた数というのはどのくらいなのでしょうか、また結婚相談的なものに登録されている方というのはどのくらいの方なのでしょうか、差し支えのない範疇でご教示いただきたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 企画財政課長、齊藤 雄君。

○企画財政課長（齊藤 雄君） ただいまの大塚議員の再質問にお答えいたします。

社会福祉協議会へお願いしている婚活支援事業につきましては平成18年から実施しておりまして、コロナで実施を見合わせた時期もございましたけれども、これまでの実績といたしましては34組のカップルが成立しているというふうに伺っております。

それと、現在どのような方々がということですけれども、現在5名の結婚相談員の方々にお力添えをいただいているということでございます。

今後も、ボランティアの方々のお力を借りしながら実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 1番大塚貴充君。

○1番（大塚貴充君） ありがとうございました。

それでは、最後に要望させていただきますけれども、結婚活動の実を上げるためには、ともかくにも出会いの場を創出する、出会いの場をつくり出すことに尽きますけれども、広

域にわたり参加者を募って、そしてこの白子町のPRも兼ねて、白子町の特産品であるタマネギ、あるいは観光資源というべきテニスなどを結びつけて、相乗効果と申しますか、シナジー効果というんでしょうか、そういうものを生むような婚活イベントの開催を強く求めます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、1番大塚貴充君の一般質問を終結いたします。

◇ 市川 隆子君

○議長（梅澤哲夫君） 続きまして、14番市川隆子君の一般質問を許します。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 先ほど来、町長の公約についての質問が何人かの議員から続いておりますが、私も町長の政治姿勢について、今回2点伺いたいと思います。

最初に、この4年間のまちづくりへの取組についてですが、昨日から緑川町長を先頭に新体制がスタートしました。多くの議員から、これからの取組、公約についての質問がありました。公約は、主に4つの柱として取り組む施策を掲げていますが、それを基に分野別に取組を挙げています。

私は、先ほど来たくさん質問がありましたので、なるべく重ならないように質問をさせていただきますので、まず最初に、今後4年間どのようなまちづくりに取り組んでいくのか伺いたいと思います。

2点目については、らくらくタクシー増車への考え方についてです。

らくらくタクシーを利用している方からお話を伺う機会がありました。ふだんは通院や金融機関、役場での手続等で利用されているそうです。役場へ申請書類を届けに行ったとき、少し歩行困難のため、駄目かと思いながら運転士さんに窓口に届けてもらえないかとお願いしたら快く届けてくれたそうで、とても感謝していました。今度は少し離れた地域に住んでいるお友達と会う約束をしたので、らくらくタクシーをお願いしようと思っていると話していました。

車両は軽のスライドドアで、高齢の方が乗降しやすいようです。町内を走っていると、最近はらくらくタクシーと時々擦れ違います。これを見ても、大分認知されてきたように感じ

ます。今後、より多くの方に便利に利用してもらえるようにするための課題は何か考えていかなければならぬと思います。同じような制度で利用者も車両も増えているところと何が違うのか、検討することも必要だと思います。高齢者が元気に自立した生活を送るために必要ならくらくタクシー増車への考え方について伺います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 当局の答弁を求めます。

町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） 市川隆子議員の質問についてお答えをいたします。

まず初めに、今後4年間どのようなまちづくりに取り組んでいくかということで質問がありましたが、今まで数人の議員さんの一般質問にちょっとお答えしておりますので、同じような回答になってしまって申し訳ございません。ちょっとはしょらせてもらいながら説明をしたいと思います。

白子町、この4年間、先ほども何回も申しましたとおり、スーパーもなくなりイベントもなくなり、町内に明るさや元気さ、活気がなくなってしまったというのも多くの町民の感じ方、声を聞いております。私としては、この町民の気持ちを払拭して、明るく元気で活気やにぎわいのある白子町を取り戻すのが一つの目的だと思っております。

そのために、じゃ、どうということをやるんだということになると思いますが、私の公約の中で4つの柱を出しております。その中で、1つ目は魅力あるまちづくりでございまして、これは移住・定住政策、また子育て支援、また高齢者への交通手段の援助、そういうものを行いながら、町民が明るく元気で活力ある暮らし続けたい町をつくろうというところが1つ目でございます。

2つ目は、災害に強い町をつくろうと、これも町民からの声がありました中で私の施策に取り入れたものでございますが、南白亀地区、白潟地区の排水機場、これは農業用排水機場なんでございますが、ただ排水機場を造るではなくて、これが実は近隣の水害対策、要は防災にも関係するものでございますので、この早期完成を図りたいというものでございます。

また、避難道路であります白子バイパス、これが白子町のちょうど真ん中を通るということで、なかなか進んではおりませんが、これも、千葉県事業でありますので、県にしつこく顔を出しながら、ぜひ1メートルでも2メートルでも早めに完成してもらうと、要は進捗を早めるということをお願いに上がりまして、安心・安全が保たれる町、災害対策ということでやりたいなと思っております。

また、3つ目の活力ある産業の町ということで掲げてございます。これは農業、商業でございますが、町の基幹産業であります農業、観光、商工業、そういうものへ、それぞれの団体もしくは就業している方の意見を聞きながら活性化支援をして、白子町がますます活力ある産業の町に向かっていきたいと、そのように思っております。

また、4つ目の白子愛が生まれる町と、これは教育問題でございますが、白子町の自然環境、地場産業、特産品などを小学生、中学生に学んでもらって、ふるさと白子を再発見してもらうと。要は、これは勉強だけの話じゃなくて、これを植え付けること。表現がちょっといいか分かりませんが、小中学生に白子町のいいところを学んでもらって、大学を出て就職するというのが白子町から出していく流れでございますが、それでも心の隅、頭の隅には白子町はいいところがあったんだねというのを思い出してもらって、いつかは白子に帰ってきてもらうと。できれば若いうちに帰ってきてもらって人口減少にも一つは携わってもらえばありがたいんですが、そういうものを植え付けて、小中学校のときに学習してもらうというのが実は白子愛が生まれる町ということでありまして、ふるさとである白子町に愛着を持つもらえるまちづくりというものです。

このようなことをやりながら、4点、4項目発言させてもらいましたが、これを行うのにも、常に白子町民の声を聞きながら、町民が住みやすい、暮らし続けたい町をつくろうということで進めていきたいと思っております。

次に、②のらくらくタクシーの件でございます。

らくらくタクシーは町が事業主体の無料送迎サービスであります、原則、道路運送法の規制を受けておりませんので、車両の増車によるサービスの充実は可能であるということであります。ただ、らくらくタクシーの増車につきましては、現在の運営状況をよく見ながら、また状況を感じながら、検証しながら進めていくということでありますし、また増車することにより、民間のタクシーやバス事業者などにも経営を圧迫するということが可能性もなきにしもあらずですので、そういうところも慎重に精査し、検討しながら話を進めていきたいなと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） それでは、町長の今の回答、そして町長の発表されております公約に基づきまして、再質問をさせていただきたいと思います。

まず、先ほど来スーパーの問題等出ておりますが、買物弱者、買物難民地域を解決する方法を、やはりこれはもう最優先で言われておりますように考えていかなければならないとい

うふうに思っています。国は、スーパーなど生鮮食料品店までの直線距離が500メーターを超え、車を持っていない人を買物弱者と定めて、買物困難地域としているということです。町でも、スーパーが撤退してから、私が言うまでもなく皆さん大変苦労されているわけです。中には、自転車でナリタヤさんまで買物に行ったとか、そういう話もお聞きしております。町でも新たな店舗の誘致にこの間動いてきたわけですし、移動販売車も回るようになってきたわけですが、今後もやはり行政も関わりながらのまちづくりが求められていると思うんですが、これをどのように考えるのか伺いたいと思います。

それから、花の咲く町なんですが、先ほど町長の答弁の中にも誰かの質問のときあったんですが、花が咲いていると町民も楽しめると思いますが、やはり今までのチューリップ広場等を見ておりますと、植付けですかとか、やはり管理が非常にネックとなってくるといいますか、そういう話もよく聞いておりました。ですから、今後こうした催しをもし考えていくのであれば、やはりそういう実施しているところ、例えばチューリップをたくさん咲かせているところ、ヒマワリをたくさん咲かせているところ、いろいろあると思うんですが、そうしたところの場所を調査して、町としてできることから始めていければいいと思うんですが、その辺、町長としてどのようにお考えなのか伺います。

あと、高齢者福祉なんですが、高齢になってきますと、やはり自治会を抜けてしまったりして、地域の人たちとの交流の場がもう非常に少なくなってきます。老人クラブでも、地域ごとに前はあったと思うんですが、今は加入者が多分減ってきているんじゃないかなと思うんです。高齢化が進む中で、高齢者が孤立することがないように取り組んでいかなければならないというのがやはり今後の課題ではないかと思うんですが、あまり外出できない方もヘルパーさんに手助けしてもらいながら元気に過ごせることが必要だと思いますし、本人が希望すれば、交流の機会もつくるなければならないと思います。こうした高齢者の問題を町長も公約に掲げているわけですが、どのように考えていくのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） では、初めにスーパーの件でございますが、それこそ対策チームをつくってすぐスーパーが誘致できるかというところまでは私もそんなうまくは考えておりませんので、多少の期間、多少というのはどのくらいかかるか分かりませんけれども、多少の期間はちょっと持たなくちゃいけないというように思っております。ただ、その間に、やはり今話がありました、自転車で遠くまで行かなくちゃいけないという実情がありますので、現在、先ほど来話がありました、移動スーパーが、利用者があると、だんだん増えていると、

計算上1か所5人か6人かと。実は私の近隣の場所でも、1回当たり五、六人しか来ていないというところも3か所、4か所確認はしています。私の地元は2回あったのが1回なくなってしまって、その1回も、要は1人来ているか来ないかと、日にちによってそのように、場所場所によってちょっと状況が違うので一概に言えないんですが、ただ町全体としては、先ほど人数出ましたけれども、600人、700人お買物に来ているということありますので、移動スーパーも一つの、私が誘致をするというスーパーができるまでは、今来ている移動スーパーをもっともっと活用、利用してもらうというところをしなくてはいけないと。

もう一つは、これはお金がかかるもので、事業者名を言っていいのかどうか分かりませんけれども、宅配で食材を運んでいる会社があります。そういうところも話をかけて、言い方としては、いい方法で町民に配達ができるのかどうか、その辺も今後当たってみたいなとうように考えております。

あと、次、花の関係でございますが、それこそすぐ場所を見つけようと言ってもなかなかすぐできませんので、庁舎の脇にある今までチューリップ畠、あれを何とか活用して、再利用と申しましょうか、再活用しまして、時期時期で花を咲かせる、そういうのも一つの手かなど。ただ、先ほど来話が出ていますけれども、やるにしても、実施主体、誰がやってくれのかなと、俗に言う実行委員会だったりNPO法人だったり、そういうものをやっていただけの基礎となる団体があれば、その人たちと一緒に声かけて何かできると思うんですが、一番最初にはやっていただく団体なり個人なり、そういうものをちょっと相談しながら見つけながらやらないと、ちょっとすぐにはできないかなと。

花的なものにはそういうものもできますし、先ほど来、大多和正夫議員から話がありましたが、ちょっとこれは小手先の話になりますけれども、三上医院の前のツツジを伐採してしまったというところでありますけれども、あの内側が実はできた当時たしか花壇になっていたんですね。だから、そこを同じように町の花であるチューリップを植えたりコスモスを植えたりと、時期時期でそういうのもできるのかなという、ちょっと私が発想したんすけれども、いずれにしても誰がやるかというところになってしまって、そこをちょっと解決しながらやっていきたいなと思っております。

あと、高齢者の問題につきましては、やはり一つは足の問題もありますし、そのままにしてしまうと、今現在元気な高齢者が当然のようになりますが、町もそのために健幸ポイント事業で歩いてもらうとか、そういうことをやっているんですが、そのように家に引き籠もらえない。独居老人になってしまふと引き籠もってしまうので、何とかして外に出てもらう。要

は、近隣住民との昔でいう井戸端会議じゃありませんけれども、そういう方々と話をしたり、あるいは健康教室に参加してもらったりと、今でも実はやっておる事業もありますけれども、そういうのにぜひ多くの方が参加してもらって、家に引き籠もらないでどしどし外に出てもらって健康づくりあるいは軽スポーツ、そういうものに携わってもらうというようなことを続けていきたいなと思っております。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、スーパーの問題ですけれども、やはり買物というのは自分で見て品物を選ぶ、そういう楽しみがあるわけです。高齢者の方もやはりそうやって品物を定めながら、これが今日の食材にいいかなとか考えながら買物をするわけですから、やはりそういう楽しみがあるわけですね。スーパーの出店ということが先ほど来言われておりますけれども、業者はやはり採算が合うことがまず必須となってくるわけです。移動スーパーも、せっかく今運行が始まっておりまして、先ほど町長言われておりましたけれども、回数がやはり1回の人数が少ないところはちょっと減ってきたりとか、私も実は先日白瀬のふれあいセンターに行ったんですけども、そのときにたまたま中の催しが終わって帰るときに移動スーパーがちょうど来たので、ちょっと中のぞいて買物をしてきたんですけども、やはりそのときもそこは誰も来ておりませんでした。でも、これは外にあまり出ていけない、買物に行けないという人にとっては、もう本当に何とか維持してもらって運行していかなければならぬというふうに私も考えています。

今、いろいろな方々とスーパーの撤退の問題なんかを話をしますと、とにかく近場のそういうドラッグストアとかいろいろなところで食材とかいろんなものは手に入るんだけれども、とにかく生鮮が欲しい、こういう声が非常に多いわけです。お肉にしても、やはりドラッグストアは鳥肉、豚肉しか置いていない。でもやっぱり牛肉が欲しいとか、それからお刺身食べたいとか、いろんなそういう声があって、とにかく生鮮が欲しい、そういう声が非常に多いわけです。

まずは、スーパーがなかなか誘致できない、そういう中で、まずこれをどうしたら実現できるのかということを考えていくことがまず必要ではないかというふうに私は考えているわけですが、今後は対策チームを立ち上げて対応していくということなんですけれども、その中でやはり住民ですか、それから行政、そして業者も含めて、スーパーがすぐできないならまずこうした生鮮が欲しい、こうしたことに対応するような形も考えていかなければならぬと思うんですが、それについてどうなのか伺います。

高齢者問題については、やはりなかなか足がないということで、外に出られないということも非常に多くなっています。最近は昔と違って、近所の人たちが集まってお茶を飲んでおしゃべりをしてという場が今ほとんどないわけです。ですから、これを行政が介入してつくるというのは難しいと思うんですが、せめて地域の、先ほど老人クラブと言いましたら、隣から、今はスマイルって言われているということで、スマイルクラブが地域からもうちょっと減ってきてしまってきているって状況なんで、それをやはり地域の人たちが地元の青年館で集まれるような、そういう方法も考えていかなければならないと思うんですが、それについて町長の考えを伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 町長、緑川輝男君。

○町長（緑川輝男君） まず初めに、市川議員から話がありましたスーパーの件でございますが、対策チームで当然協議をするんですが、ちょっと私も1つ、2つ考えていることがあります。うーん……、うーんというのは、これを話していいのか。要は、対策チームの中で協議をしてスーパー事業者と交渉していく中で、ちょっと不利になる部分が出るのかなということがありまして、ちょっとはつきりとは申し上げられない部分があるんですが、ただ、今現在ドラッグストア2店がありまして、生活用品、またあと冷凍用品は、食材に関するものは少し置いてあります。ですので、スーパー事業者と誘致と申しましょうか、対策チームがスーパーと相談するにしても、なかなか、フルスーパーと申しましょうか、今まであったようなのを誘致するというのは、スーパーさんが、事業者がどうかなと。要は、先ほど市川議員が言いましたとおり、黒字にならないと恐らく来てくれないと恐ろしいだろうと。

でも、そのために町が限りある財源をどしどし出せるかと、町民が要望してでも出せるかというところは、やっぱりそこは限度がありますので、その辺ちょっと協議をして、対策チームの中で何が一番いいのか、またスーパーさんが、事業者と話をしたときにどこで折り合いができるのか、その辺を、石井前町長は9者全部いろいろ当たって駄目だったということありますけれども、私の考えですと、そんな方々に当たってもみんながやっぱり駄目だというようになると思うので、幾つかを絞って当たっていければ話に乗ってくれるんじゃないかなと。ある面安易な気持ちもあるんですが、そういう形で、対策チームの中で協議しながら、検証しながら進めていくということで考えております。

あと、高齢化問題でございますが、これも、それこそ今スマイルクラブがあつて、あるいは一時健康教室もあって、青年館を使っていたというところも私も承知しております。それが今のところ下火になってしまって、健康教室も昔ほど、各自治会、青年館で、公民館で開

催しているところもだんだん少なくなってしまったと。それもやっぱり一言で言うと高齢化で、参加者がだんだん、青年館にちょっと来られないんだというところも実際あるようで、じゃ、そういうところをどうするんだというところで、やはりそういった人の集まりを一つはやっぱりつくっていかなくちゃいけないと。その辺、また自治会がどのくらい町と連携を持って協力してもらってやっていただけるのか、その辺もちょっと考慮しながら話を進めていければなと思いますので、またいろいろ、いろいろというのは多種多様なご意見、あるいはこうしたらしいだろうというものがあったらぜひ教えていただければ、検討する中の一つとして進めていきたいと思いますので、逆によろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、移動スーパーの維持や、今求められている生鮮食料品の確保をどうするのか、これはなかなか解決策が見いだせるわけではないんですが、これから町が公的支援でどういうことができるのか、そして民間業者や地域で何ができるのか、これを調査研究していくことが大事だと思います。そして、まずはみんなが希望している生鮮食料品だけでも買えるように努力することをまずは要望します。

そして、高齢者問題に関しては、独り暮らしの方に関しては、もう一日テレビをつけていて、気がつけば誰とも話さなかったという方もいらっしゃるわけです。こうした方々が孤独を感じずに日常生活を送れること、そして地域の人とも交流ができるようなやはり施策を進めていってほしいということを要望します。

そして、町長が掲げた4つの柱を進めるために、先ほど来町長言わされておりますが、町民の皆さんのお声をまずよく聞いて、そして町政を進めていっていただきたいということを要望して、この質問を終わり、らくらくタクシーのほうの質問に移ります。

らくらくタクシーについて再質問をさせていただきます。

先ほどの質問でも言いましたように、らくらくタクシー、本当に道路を走っておりますと見かけるようになりました。それなりにやはり町民にも認知されるようになってきたのかなというふうに感じているわけですが、先日議会広報委員会でも利用者の方にインタビューをさせてもらいましたが、利用されている方々はそれぞれとても助かっていると喜んでくれていました。高齢になると、だんだん出かけるのもおっくうになります。らくらくタクシーを使って外出の機会を増やして、元気に暮らしていただければと思っています。

らくらくタクシーは参考になる事例があるということで、職員が視察に行き、その後町で

も運行を開始したわけです。あれから5年目に入ったと思いますが、現在の利用の状況について伺います。

また、予約がなかなか取れないという声もあるわけですが、実際には利用人数が増えていないように思います。この点についてどのようにお考えなのか伺います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） ただいまの市川議員のご質問にお答えいたします。

らくらくタクシーの利用者の実績等の推移なんですけれども、令和4年、5年、6年と報告させていただきます。まず、登録者数なんですが、令和4年が64人、令和5年が61人、令和6年が68人でありまして、登録者数としましては60人台で、毎年特に大きく増減なく推移しております。延べ利用件数につきましては、令和4年が604件、令和5年が996件、令和6年が1,130件と、令和4年と令和6年を比べますとおおむね500件ほど増加しております、月にしますと大体40件ほど増加しているという状況でございます。

また、登録者数が大きく増えない理由といたしましては、利用される方が、病院など、午前中に用を足したいという方が大変多くございまして、予約が午前中に集中してしまうため、午前の予約が非常に取りにくい状況となっております。こういったことから、利用者の方が、登録者の方が増えない大きな要因の一つと考えております。

また、午前中に予約が取れない反面、午後は予約の空きがかなりある状況でございます。午前の便が取れなかつた方、こういった方々に対しまして、午後空いていますよと、そういった情報を流していきまして、午後のほうを活用していただきまして、登録者数の方が増えるようにまたしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 私は、実は先週、一宮町の新にこにこサービスについて、担当職員から説明を受けました。今回で一宮町の新にこにこサービスについては2回目の説明を受けたわけですが、前回説明を受けたときは車が2台でした。そして、現在は3台に増えていました。また、本町と大きく違うところは、一宮町は直営であり、職員は会計年度任用職員で、運転手さんは6人でシフト制を組んでいると、午前午後ともに運転手さんは常駐しているということです。そして、受付がフルタイムで、事務兼任で1人というふうになっています。時間は8時45分から16時30分まで運行して、空いていれば何時でも自由に予約できるということです。

町長も、取組施策で、各種健康教室に気軽に参加できるよう、らくらくタクシーの増車をというふうに言われているわけですが、一宮町が3台にしたという理由がまさにこれなんです。ふだんは2台で回しているということです。ですが、健康教室にやはり力を入れたいということで、車を1台増やして3台にしたということでした。本町でもそのくらいの思いを持ってやはり取り組まなければ車も増やせないと思いますが、これはいかがでしょうか。

それから、現状では午前中がいっぱい午後が空いているということを聞きます。これは利用者の要望等もあるんでしょうが、やはり先ほど来課長が答弁されたように、なるべく可能ならば、お医者さんでも午後はやっているわけですから、午後にも利用できるように担当のほうにやはり調整してもらうということを今後やっていかなければならないというふうに考えています。

運行は、今白子町は1時間ごとぐらいですかね、時刻表ができているわけですが、小さい町なので、受付で調整して予約が取れれば、一宮のようにフリーにすればもう少し使い勝手がよくなるのではないかというふうに思うんですが、この点、今後どのようにしていくのか伺いたいと思います。

○議長（梅澤哲夫君） 健康福祉課長、片岡秀樹君。

○健康福祉課長（片岡秀樹君） 市川議員の質問にお答えします。

まず、予約時間をフリーにできないかということなんですけれども、フリーにするということは運転手さんを常駐させる必要が生じてまいります。そうなりますと、会計年度職員を雇用する、そういうことが必要になってきまして、現在も予約制で、予約に合わせましてシルバー人材センターに運転を委託しております、会計年度職員を雇用するとなりますと、シルバー人材センターに比べまして人件費が大きく増えることになりますので、予算面を考慮し、検討せざるを得なくなってまいります。

反対に、車両を増やしまして、現在の予約方式のまま行いますと、午前中の使い勝手がよくなっていますので、登録者数の増加が見込めると思いますので、いろいろな方法を今後検討していかなければと思っております。

また、町の健康教室等に行く際に、送迎の支援との関係なんですけれども、現在らくらくタクシーでは、お知り合いの方に限りまして乗合乗車を可能としておりますので、今後車両の増車等が実現すれば、こういった方々の町の健康教室等への参加等への支援につながっていくと思っておりますので、そちらも併せて検討していかなければと考えております。

以上になります。

○議長（梅澤哲夫君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） なるべくなら、本当に利用する方々が利用しやすい方法をやはり検討していっていただきたいと思います。高齢者の集まりでは、運転できる人が、やはりスマイルなんかでもそうですが、町外まで人を乗せていく、そのときに事故が起きたらどうするのかという、そういう不安を口にしている方々もいらっしゃることも事実なんです。せっかく始めた制度があるので、いつまでも同じ運営をするのではなく、利用者があまり増えなければ原因を調べて、同じ事業を運営している自治体なども調査したりして、何よりも利用している方々が利用しやすいように改善していくことが大事だと思いますので、この点もなるべく早く検討に着手していただきたいということを要望しまして、質問を終わります。

○議長（梅澤哲夫君） 以上で、14番市川隆子君の一般質問を終結いたします。

今期定例会に通告されました一般質問は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（梅澤哲夫君） 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって令和7年第2回白子町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 4時01分